

核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に関する 法改正事項説明会 議事次第

1. 収録日時

令和2年3月19日（木） 14:00～15:00

（※）収録した動画は、YouTubeを通じて適宜配信。

2. 議 事

- （1）新検査制度の概要について
- （2）令和2年度における原子力規制検査の運用について
- （3）核燃料物質の使用等に関する規則、核原料物質の使用に関する規則について
- （4）保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出の事務手続について
- （5）その他

3. 配布資料

- （1）新検査制度の概要について
- （2）令和2年度における原子力規制検査の運用について
- （3）核燃料物質の使用等に関する規則などについて
- （4）使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に係る届出について
- （5）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）
原子力規制検査規則（検査手数料抜粋）
「施設外の場所」（LOF）における保障措置検査について

新検査制度の概要

令和2年3月

原子力規制庁

※本資料は、新検査制度の一般論を説明したものです。
使用者の皆様には、特にp 3, 4, 5, 11, 12が関係します。

1. 新たな検査制度へのあゆみ

- 2017年4月 : 原子炉等規制法改正法成立
以降、試運用と法施行に向けた準備を継続
- 2018年10月 ~ : 試運用フェーズ1 (検査実務を中心に実施)
- 2019年4月 ~ : 試運用フェーズ2
(代表2施設で制度全体を試行、
重要度評価の実施など)
- 2019年10月 ~ : 試運用フェーズ3
(多くの施設で制度全体の試行)
法施行に向けた最終準備
(規則、実施要領、ガイド等の制定)
- 2020年4月 : 新たな検査制度の施行 (本格運用)

2. これまでの検査制度

【規制の枠組み】

原子力事業者等に対して、安全を確保するために守らなければならない事項（規制要求）を示し、それを守ることを義務づけ。

規制側は、検査にて規制要求を満たしているかを確認。

【これまでの検査制度の課題】

1. 限定された検査期間

- ・事業者の保安活動を確認する検査（保安検査）は、年4回（各1～3週間程度）実施。

2. 検査内容の硬直化／重複

- ・チェックリストを用いることによる確認事項が固定化。
- ・事業者の品質保証（QMS）体系の確認などは、複数の検査で重複。

3. 原子力施設の安全を守る責任が曖昧

- ・本来、原子力施設の安全に責任を有する者は事業者であるにもかかわらず、設備が規制要求どおりに作られているかを、使用する前に規制側が確認し、合否を判定。（使用前検査）
- ・運転中の施設も、規制側が規制要求を満たしているかを定期的に確認し、合否を判定。（施設定期検査）

3. 検査制度の見直しの考え方

事業者が原子力施設の安全確保に関して
一義的責任を負っていることを明確化した上で、
規制機関は、独立した立場で、事業者の
全ての安全活動を監視できるようにし、
検査は「原子力規制検査」に一本化。

4. 新検査制度（原子力規制検査）のポイント（1/2）

1. 検査の対象は事業者の全ての保安活動であり、検査官は、検査したい施設や活動や情報に自由にアクセスできる。
(フリーアクセス)
2. 検査官はより多くの時間を安全上重要なものの検査に使うとともに、実際の事業者の活動を現場で確認する。
(リスクインフォームド、パフォーマンスベースト)
3. 規制機関は事業者のあらゆる保安活動を監視し、安全上の問題を指摘することで改善活動を促進させる。

4. 新検査制度（原子力規制検査）のポイント（2/2）

● 実際の保安活動を重視：パフォーマンスベースト

「規定されたルールや手順に従っているか」よりも、「実際の活動が、本来あるべきもの※で適正であるか」に着眼する。

※「本来あるべきもの」とは、規制要求を満たしていることに加え、事業者が自ら設定した基準や管理目標を満たしていることも含む。

● リスク情報の活用：リスクインフォームド

定量的リスク評価や設備の重要度クラス、施設の状態、過去のトラブル事例、他施設の運転経験などのリスク情報を総合的に活用する。



検査官は、リスク情報を活用し、より重要な設備や保安活動を検査対象として選定し、現場で実際の設備の状態や保安活動の実施状況を検査する。

5. 検査の実施 (1/4) — 規制事務所検査官の1日の活動



必要に応じ、早朝・夜間を問わず発電所へ出勤



中央制御室にてプラント状況の把握



事業者会議に同席し、不適合発生状況等の把握



検査官間でその日の検査計画を打合せ



本庁検査部門との情報共有



事業者に対する指摘事項の通知



気付き事項に対する事実関係の質問



検査ガイドに基づく検査の実施



現場巡視、作業者等に対する質問

5. 検査の実施 (2/4) – 検査官は例えば何を見る？ (その1)

① 現場の状況や事業者の保安活動

- 設備の異常や劣化
- 作業前後で機器状態（弁の開閉等）の変化
- 設計変更に伴う現場工事
- 悪天候の襲来等に対する備えや対応
- 原子炉の起動・停止など施設の操作
- 火災対応や事故トラブル対応の訓練

5. 検査の実施 (3/4) – 検査官は例えば何を見る？ (その2)

② 管理の手法や仕組み

- 新しい作業手順の導入
- 不適合などに対応した作業手順の変更

③ 不適合管理

- 不適合への事業者の対応
- 検査官指摘事項への対応
- 他サイトにおける不適合等への対応 (水平展開)

具体的な検査対象は、安全上の重要性を踏まえて、検査官が柔軟に決定する。

5. 検査の実施（4/4）－気付き事項の検出と評価－

- 検査官は、検査活動を通じて判明した気付き事項（設備の性能低下、水漏れや油漏れなど等）について、事業者の考えや対応を質問して確認する※。

※ この確認作業は、科学的・技術的に妥当かどうか判断できるまで続け、妥当性が確認できる内容が事業者から示されなければ、法令違反等の指摘をする。

- 安全上改善が必要な状態又は規制要求に対する違反を特定した場合は、安全上の重要度を評価し、その程度に応じて必要な対応（追加の検査や命令・指導など）をとる。

- 各原子力施設の検査結果は四半期毎に報告書を取りまとめ公表するほか、年1回各施設の総合的な評定を実施し公開する。

6. 検査の様子



現場ウォークダウン

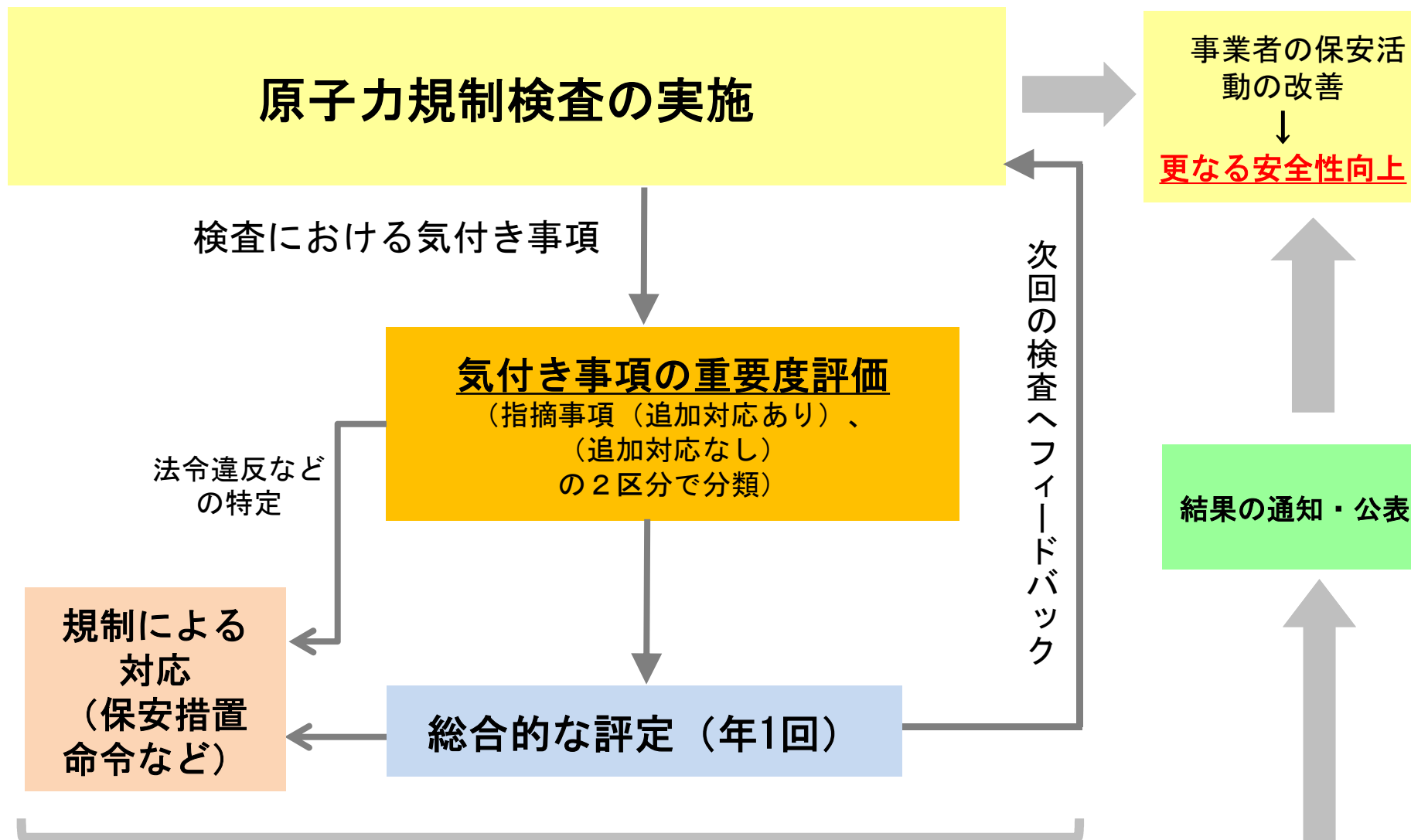


緊急時装備品の確認



事業者との議論の様子

7. 新たな検査制度の流れ（核燃料施設等の場合）



8. 非該当使用者等に係る新たな検査の概要

- 検査頻度：原則として1回／10年の検査
※トラブル等発生した場合は緊急に検査が発生する場合もある。
- 検査時期：
 - ①対象施設には、検査の前年度に連絡。
 - ②検査が行われる年度の6月頃、原子力規制委員会HP上で正式に公開する。
 - ③その後、担当監視部門と詳細日程を調整
- 検査内容：例) 使用物の使用状況、貯蔵状況、放射線管理の記録確認等
- 検査時間：1～2時間を想定
- 検査報告：検査終了後、検査報告書を作成し、検査が実施された四半期にまとめて委員会に報告し、HP上で公開される。

9. 最後に —新検査制度の運用で期待される効果—

新たな原子力規制検査制度では・・・

1. 「いつでも」「どこでも」「何にでも」、規制機関のチェックが行き届く検査となる。（事業者はいつどこに検査官が来るか分からない状態で保安活動を行う。）
 2. リスク情報や監視/評価の結果等を元に、**安全上重要な設備や事業者の保安活動、事業者の弱点などに、より注視して検査を行うことで、効果的に事故に至る芽を摘むことができる。**
 3. 事業者の安全に対する一義的責任を明確化し、事業者の保安活動への取組状況を監視・評価することで、**事業者の改善活動を促す。**
- ⇒ 事業者自らの気付きと規制機関の気付きの双方が改善活動の契機となり、結果として、更なる安全性の向上が期待される。

令和 2 年 3 月
核燃料施設等監視部門

令和 2 年度核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく
政令第 4 1 条非該当使用者等に対する原子力規制検査の実施について

標記の件について、以下の方針に基づき検査対象事業所を選定し、当該事業所と調整した後、原子力規制検査を実施する。

1. 検査対象事業所の選定方針

- (1) プルトニウムの使用の許可を受けている工場又は事業所
- (2) 核燃料物質又は核原料物質を非密封で扱う工場又は事業所
- (3) 過去 10 年間以上、従前の任意の調査を実施していない工場又は事業所
- (4) 過去に実施した使用状況調査又は立入検査の際に、指摘事項及び改善が望ましい事項があった工場又は事業所

2. 検査対象事業所への連絡等

- (1) 3 月中を目途に選定した検査対象事業所へ連絡する。
- (2) 検査の実施時期等については、検査対象事業所と調整する。

以上

核燃料物質の使用等に関する規則の概要

条項	見出し	内容
第1条第2項第9号	設計想定事象	設計で想定した自然現象、火災などの事象
第2条の2	使用前検査の実施	今後は使用者自らが実施する検査を規定
第2条の5(廃止)	工事の技術上の基準	別途、基準規則としてして制定したため削除
第2条の11	記録	
同条第1号	施設管理に係る記録	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理の実施状況、その担当者 ・施設管理方針、目標、評価の結果など ・使用施設の解体、廃棄後5年保存。
同条第6号	品質マネジメントシステム	作成後、3年保存。
第2条の11の3	品質マネジメントシステム	品質基準規則第54条第1項第1号に掲げる措置を実施。
第2条の11の7	使用施設等の施設管理	設計に記載した核燃料物質の保管等を行っている施設の管理
第2条の11の8	設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置	許可で想定した自然現象、火災などに対する施設の保全
第6条の3	廃止措置計画の認可の申請	廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等を「性能維持施設」と表記することとなった。

使用者（令第41条非該当） 施設管理の実施例の紹介

令和2年3月

背景

8月21日、26日に開催した使用者(令41条非該当)への法改正事項説明会の後、寄せられたご意見の中に、「核燃料物質の使用等に関する規則」(以下、使用規則という。)で新たに求める施設管理の具体的な例を示して欲しいとのご意見が多くあったことから、今回具体的な例を紹介する。

施設管理の具体例

1. 施設管理方針（使用規則第2条の11の7第1号）

使用者である〇〇は、原子力の安全を確保するため、貯蔵施設である〇〇について、核燃料物質の漏洩を防止するための措置を行う。

2. 施設管理の目標（使用規則第2条の11の7第3号）

使用者である〇〇は、核燃料物質の漏洩が1年につき0件となるよう、必要な措置を実施する。 ← **ポイント** 目標は定量的であることが望ましい

3. 施設管理実施計画の策定及び実施（使用規則第2条の11の7第4号）

(1) 施設管理実施計画の始期及び期間

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(2) 使用施設等の設計及び工事

2020年度には設計及び工事の予定なし。

(3) 使用施設等の巡視

1週間に一度、貯蔵施設である〇〇の巡視を行う。

施設管理の具体例

(4) 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

外観検査:ドラム缶の表面に異常がないこと。

実施頻度:3ヶ月に1回

時期::通年

(5) 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

ドラム缶の表面に異常が認められ、核燃料物質の漏洩が懸念された場合には、当該ドラム缶を隔離、覆いを施す等の核燃料物質の汚染の広がりを防止するための措置を講じる。

(6) 設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び**評価**の方法

使用者である〇〇は、外観検査結果を確認するとともに、過去の実施結果や他施設での不具合情報を含めて評価を行う。



未然防止処置としてこれまでの実績から劣化傾向をみる
他施設での不具合情報を評価する

施設管理の具体例

(7) 上記(6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置…改善

上記(6)の結果を踏まえ、必要に応じて核燃料物質の漏洩防止のための処置を実施する。(例:ドラム缶の保管状態の変更など) また、必要に応じて検査の方法、実施頻度を見直す。(例:実施頻度を増やすもしくは減らす)

(8) 施設管理に関する記録

使用規則第2条の11第1項第1号ロ及びハに基づく施設管理の記録

- ・「3. 施設管理実施計画」に基づく実施状況及び担当者の氏名
- ・「4. 施設管理の評価」の結果及び担当者の氏名

4. 施設管理の評価(使用規則第2条の11の7第5号)

「3. (6)設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法」で実施した評価及び施設管理目標の達成度より、施設管理方針、施設管理目標、施設管理の実施に関する計画を1年ごとに評価する。

施設管理の具体例

5. 施設管理の評価結果の反映(使用規則第2条の11の7第6号)・・・改善
(1) 上記「4. 施設管理の評価」の結果を速やかに施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画に反映する。
6. 特別な措置(使用規則第2条の11の7第7号)
貯蔵施設が地震、事故等により施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、貯蔵施設の状態に応じて、上記1. から5. について特別な措置を講じる。
例: 余震が懸念される場合、「3. (2) 使用施設等の設計及び工事」においてドラム缶転倒防止の設備を計画する、3. (3) 使用施設等の巡視」の頻度を多くする等)

評価及び評価結果の反映の具体例

例1:

今年度の外観検査で異常が見つかったドラム缶の数は前年度と比較して2倍に増えた。

対応例: 検査の頻度を3ヶ月に1回から毎月に増やす。

現場巡視の頻度を増やす。

原因を追及して改善を実施する。

例2:

今年度の検査結果は、昨年に続き異常なしであったことから検査の頻度を3ヶ月に1回から半年に1回にする。

例3:

ドラム缶の製品不具合があるとのメーカー情報より点検の頻度を増やす。

施設管理と品質管理基準規則の違い

- 施設管理は、まず、方針、目標、計画を作成して、実施し、評価、改善を行う。
- 一方、品質管理基準規則は、問題点の抽出を行い、改善策を立て、実施する。
- 施設管理の計画は、いつ、何をするかというスケジュールである。
- 一方、品質管理基準規則の計画は改善策であり、スケジュールの作成までは求めている。
- 施設管理には、品質管理基準規則の基本的な考え方(PDCA)が含まれており施設管理の記録を品質管理基準規則の記録としてもよいが、使用規則においては**記録の保存期限が異なることから注意が必要である。**

施設管理・・・解体又は廃棄をした後5年

品質管理基準規則・・・3年

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、
保安のための措置等に係る運用ガイド

令和元年12月
原子力規制委員会

目 次

I.	目的.....	2
II.	使用前事業者検査又は使用前検査	3
III.	定期事業者検査.....	5
IV.	品質マネジメントシステム	14
V.	放射線管理.....	15
VI.	施設管理	16
VII.	設計想定事象等に係る保全に関する措置.....	23
VIII.	運転等の管理	24
IX.	運搬、貯蔵及び廃棄.....	25
X.	定期的な評価	25

1. 目的

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、表1に示す原子力規制委員会規則各条項に基づく法第57条の8の原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。

なお、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。

II. 使用前事業者検査又は使用前検査

1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施

第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第2項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。

また、実用発電用原子炉施設（以下「実用炉施設」という。）では、検査対象となる構造物、系統、設備、機械又は器具（以下「機器等」という。）ごとに対応する技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある（別記1）。

(1) 第1項第1号に規定する方法

第1号に規定する「構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法」には、表4-1から表4-3までに示す材料検査、寸法検査、外観検査、非破壊検査、漏えい検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。なお、溶接に係る使用前事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）の方法は、表4-2に示す事項（溶接施工法に関する検査及び溶接士の技能に関する検査に係るものに限る。）をあらかじめ確認した後、表2に示す規則の「材料及び構造」に定める溶接部（耐圧部分の溶接部及び主要な耐圧部の溶接部を含む。）に対して、表4-2に示す溶接施工した構造物に対する検査に係る検査の方法等に留意して設定する必要がある。また、燃料体に係る使用前事業者検査の方法は、燃料体の加工の工程を考慮し、表4-3に示す検査の方法に留意して設定する必要がある。

(2) 第1項第2号に規定する方法

第2号に規定する「機能及び性能を確認するために十分な方法」には、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査及び総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。

(3) 第1項第3号に規定する方法

第3号に規定する「その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法」（使用施設等においては、「その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法」）には、設工認における工事計画で定められた仕様（使用施設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準）、基本設計方針等に適合するように施工されているかどうかを確認できる方法であることが必要である。また、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、施工管理等の状況も含めて確認できる方法であることが必要である。

設工認のうち「基本設計方針」については、技術基準の要求を満たすための基本的な方針が定められており、機器等の仕様等のハード面だけでなく、品質マネジメントシステムとの関連、事業者活動や運用等のソフト面の方針も記載されている必要がある。「基本設計方針」に対する使用前事業者検査の適合性確認においては、機器等の仕様等に対する要求事項に加え、設計、工事、事業者検査等の保安活動に対する要求事項についても適合していることが確認されている必要がある。この際、技術基準の要求事項が整理され、設計から工事及び使用前事業者検査までの各プロセスにどのように反映されているのかを明確にしておく必要が

ある。

設工認のうち「品質マネジメントシステム」及び使用許可のうち「品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「品質マネジメントシステム等」という。）については、原子力施設の設置から廃止までの保安のための業務に係る一連の品質管理に必要な体制を管理する仕組みを明確に定め、当該記載に従って施工及び検査のPDCAサイクルに係る保安活動が行われることが記載されている。この「品質マネジメントシステム等」に対する使用前事業者検査等の適合性確認においては、上述のPDCAサイクルが確実に機能しているかについても確認されている必要がある。

2. 使用前事業者検査等の結果の記録

Ⅱ. 1. に記載している検査の時期、対象、方法その他必要な事項をあらかじめ定めた検査実施要領書に基づき使用前事業者検査等を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した使用前事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。

3. 溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示

溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示については、許認可事項に従っていること及び技術基準に適合することが確認された上で、全ての検査が終了したときに当該検査に係る原子力施設であって溶接をするもの又は溶接をした原子力施設であって輸入したものの容器又は管ごとに容易に消えない方法で付すことが必要である。

Ⅲ. 定期事業者検査

1. 定期事業者検査の実施時期

(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査（第1項及び第2項）

原子力施設の運転等（原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。）の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査（Ⅲ. 2. (1) ①に記載の方法に相当）、その後の機能・性能検査等（Ⅲ. 2. (1) ②に記載の方法に相当）及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定（Ⅲ. 2. (2)に記載の方法に相当）については、実用炉施設の場合にあっては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に応じた同表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発段階発電用原子炉施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。

第1項の「運転が開始された日」及び「使用が開始された日」とは、新設又は増設工事に係る使用前確認証の交付日とし、同項中「定期事業者検査が終了した日」とは定期事業者検査報告書（Ⅲ. 4. (1)に記載した報告書をいう。以下同じ。）において記載された定期事業者検査の終了日とする。

また、第1項の「判定期間」は、定期事業者検査において設定され、原子力規制検査において、技術基準に適合している状態を維持することが確認された一定の期間をいい、原子力規制委員会の告示で定められる。

なお、実用炉施設において、同一の工事又は事業所内の発電用原子炉（号機）間で共用されている発電用原子炉施設に係る定期事業者検査は、原則として、法第43条の3の9又は第43条の3の10の設工認の対象に位置付けられている原子力施設に係る定期事業者検査において行うものとする。

核燃料施設等のように、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切り、それぞれの範囲で実施時期を設定することができる。

(2) 原子力施設の運転等中に行う検査（第3項）

原子力施設の運転等時における原子力施設の保安の確保に支障を来さない機器等に係る検査において設定した一定の期間中技術基準に適合する状態を維持するかどうかの判定については、原子力施設の運転を停止して行う検査（Ⅲ. 1. (1)）を行うべき時期より前に実施することができる。

具体的には、例えば実用炉施設においては、発電用原子炉の運転停止時に使用する必要がある燃料取扱装置、補助ボイラー等の機器等及び予備品等の発電用原子炉の運転とは関係しない機器等がこれに該当する。また、当該検査の実施の際に保安確保対策を講じることによって保安の確保が十分に図られる場合も、これに該当するものとするが、定期事業者検査報告書の記載事項である点検、検査等（以下「点検等」という。）を実施する際に行う保安の確保のための措置（Ⅲ. 4. (2) ④エ）に当該保安確保策を記載する必要がある。

(3) 時期変更承認（第4項第1号及び第2号並びに第5項）

第1号に基づく定期事業者検査の実施時期の変更に係る承認は、その内容が次の各号に適合しているときは承認する。

①当該承認申請が第1回目の定期事業者検査に係るものでないこと。

②検査時期の変更による当該原子力施設の運転延長期間（以下単に「運転延長期

間」という。)が1月を超えるものでないこと。

③当該原子力施設において、法第62条の3の規定(発電用原子炉施設においては原子力発電工作物に係る電気関係報告規則(平成24年経済産業省令第71号)第3条第1項の規定を含む。)に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象(以下「法令報告事象」という。)が発生している場合にあっては、定期事業者検査の実施時期を変更することによってその是正処置の適切な遂行に支障を来すものでないこと。

④運転延長期間中、当該原子力施設の機能及び性能が、該当する定期事業者検査の判定基準を満足するものと評価できること。また、保安規定において認可を受けた運転期間の設定において評価されている制限値等を満足することが確認されていること。

第5項に規定する申請書の提出は、第1項に定める時期の2月前までに行うこととし、第6項に規定する原子力施設の使用の状況を記載した書類は、③及び④を満足することを説明するものとする必要がある。

2. 定期事業者検査の実施

(1) 検査項目・手法(第1項)

第1号及び第2号に規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第6項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。

この「検査の時期」には、検査を行う際の保安規定で定める原子力施設の状態と各検査項目を行おうとする時期を記載するとともに、Ⅲ. 4. (2) ④の点検等の時期についても工程表等で明確にする必要がある。

① 第1号に規定する方法

第1号に規定する「各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」とは、表4-1に示す分解検査及び開放検査、外観検査、非破壊検査、漏えい(率)検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では、確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。

② 第2号に規定する方法

第2号に規定する「機能及び作動の状況を確認するための十分な方法」とは、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査、総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。

(2) 判定方法(第2項及び第3項)

第2項に規定する判定方法、すなわち、「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法について、以下を踏まえた基本的な考え方及び一定の期間の設定に関する考え方を明確にし、その考え方によって定期事業者検査(設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定に係るものに限る。)を実施することが必要である。

○点検等の実施頻度の設定により機器等を維持する場合

Ⅲ. 4. (2) ④点検等の方法に記載される時間基準保全の方式（時間を基準に点検等の時期を定める方式をいう。以下同じ。）としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。このため、点検等の実施頻度を「一定の期間」とみなすことができる。

○機器等の劣化等の程度を定量的に評価して判定する場合

機器等の劣化及び特性変化を定量的に評価し判定する検査については、当該検査の実施頻度にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする必要がある。

また、一定の期間の設定においては、第3項に考慮すべき事項が規定されており、同項に掲げられている事項のうち一又は二以上の事項を知見として収集する必要がある。さらに、当該機器等を構成する部品ごとに経年劣化事象を考慮した上で、時間依存性のある劣化事象により技術基準に適合しなくなる前に点検等を行うとの観点で、施設管理の重要度を踏まえて、点検等の実施頻度を決定するための主要部位を抽出し、抽出した主要部位に対して、第3項各号に掲げられている事項を考慮して、以下に示す分類ごとの評価の考え方を踏まえる必要がある。

- ・点検等及び取替結果の評価（Ⅵ. 5. の ii、同項第1号の劣化の有無に相当）
想定される劣化事象に対する設計上の考慮がなされており、過去の点検等又は取替実績で有意な劣化が認められない場合には、当該部位についての実施頻度には影響がないものと評価できる。ただし、点検等の実施頻度の設定において定量的な根拠とはならないことから、その後の機器等の点検等において変更後の点検等の実施頻度においても有意な劣化がないことを確認する必要がある。
- ・劣化トレンドによる評価（Ⅵ. 5. の ii、同項第1号の劣化の傾向に相当）
設計上特定の劣化事象の発生を想定している場合又は過去の運転実績若しくは点検等若しくは取替実績で有意な劣化傾向が認められている場合においては、取替実績等から得られる劣化トレンドから劣化の進展を評価し、変更後の機器等が次回行う点検等までに機能が維持されることを評価する。
- ・施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究成果による評価（Ⅵ. 5. の vi、同項第2号に相当）
耐久性に関する研究成果、メーカー推奨等により、変更後の機器等の点検等の実施頻度での使用に対して耐久性があるとの知見が得られていることを評価する。
- ・類似する機器等の使用実績による評価（Ⅵ. 5. の v、同項第3号に相当）
類似する機器等において、変更後の点検の実施頻度以上の頻度での運転実績があり、かつ、点検等の実施頻度を決定する主要部位の劣化に起因する故障が生じていないことを評価する。なお、評価に当たっては、想定される劣化事象に係る要因を踏まえ、使用材料及び使用環境を考慮して類似性を確認する必要がある。

3. 定期事業者検査の結果の記録

Ⅲ. 2. (1) に記載している検査実施要領書に基づき定期事業者検査を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した定期事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。

4. 定期事業者検査の報告

(1) 定期事業者検査の報告書の記載事項（第2項）

第3号の原子力施設の種類の種類については、特に、原子力施設の一部について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施設内の複数の発電用原子炉（号機）の設備を共用している場合において他の発電用原子炉（号機）の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の原子力施設として記載を要さない。

「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。

第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。

(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第3項）

① 定期事業者検査の計画（第1号）

○定期事業者検査に係る工程

計画している工程として、定期事業者検査の開始から終了までの一連の工程、各予定日（実用炉施設においては、開始については発電機の解列日並びに終了については発電用原子炉の起動日及び発電機の並列日を含む。）並びに定期事業者検査の項目ごとの検査の実施時期（前回の定期事業者検査終了以降、当該定期事業者検査開始までに実施した検査（先行実施検査）がある場合は、その旨を明示。）を記載する必要がある。

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事について、その概要を記載すること。また、定期事業者検査の結果に伴い発生する工事があらかじめ想定される場合は、その旨を記載すること。

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。

- ・当該定期事業者検査の期間中における実施の予定の有無及びその理由（施設管理の目標、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等）
- ・前回の定期事業者検査から、定期事業者検査の項目、保全方式、実施頻度及び検査範囲等の内容を変更した場合にはその旨
- ・長期施設管理方針の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か

○前回の定期事業者検査からの変更点

前回の定期事業者検査の結果等を踏まえて今回の定期事業者検査に反映した事項等について、定期事業者検査全体を概括して記載する必要がある。ここで、前

回の定期事業者検査の結果等には、当該原子力施設についてのこれまでの運転経験、国内外におけるトラブル事例等を含むものとする。

② 施設管理目標（第2号）、施設管理実施計画（第3号）及び定期事業者検査の判定方法（第4号）に係る記載の対象範囲

施設管理実施計画及び定期事業者検査の判定方法に記載する事項は、技術基準が適用される設備又は設工認に記載されている設備若しくは施設管理の重要度が高い系統に属する設備について記載する必要がある。

③ 施設管理目標（第2号）

VI. 3. において記載している「プラントレベルの指標」及び施設管理の重要度が高い系統の「系統レベル」の指標について、①指標、②指標ごとの具体的な目標値を記載する必要がある。

④ 施設管理実施計画（第3号）

ア. 施設管理実施計画の始期及び期間（イ）

VI. 4. ア. において記載している計画の始期及び期間として設定しているものを記載する必要がある。

イ. 点検計画（第3号ハのうち点検等に関する事項）

VI. 4. エ. において記載している点検等の計画として、点検等の方法、実施頻度及び時期を記載することが必要である。

○記載すべき点検の範囲及び単位

点検等を実施する機器等又は系統ごとに、点検項目を記載する必要がある。

このうち、以下のいずれかに該当する点検については、点検方法として適切な単位に分けて記載する必要がある。

- ・定期事業者検査に係る点検等
- ・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等
- ・定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検等
- ・定期事業者検査に係る点検等の実施頻度より低い実施頻度で行う点検等であって、性能維持のための措置を伴うもの（特に、第7号の定期事業者検査での判定における一定の期間の変更において考慮した事項を記載した書類を提出した以降においては、当該書類において評価対象とした劣化事象に対する性能維持のための措置を伴う点検等は漏れなく記載する必要がある。）

これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等、簡易な記載とすることができる。ただし、この場合であってもまとめた点検等の最短の実施頻度を明示する必要がある。

○点検等の方法

点検等の方法としては、点検等を行う機器等又は系統の施設管理の重要度を踏まえて、時間基準保全、状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするかを明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容が明確となるように記

載する必要がある。

状態基準保全の方式とする点検等については、状態監視データの採取方法も記載する必要がある。

また、定期事業者検査の項目を付記するとともに、「定期事業者検査の実施」に係る規定の第1項各号に掲げる方法で行っているかどうか示すため、各号との関係を明確にする必要がある。

○点検等の実施頻度

時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）を記載する必要がある。また、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度を記載する必要がある。

点検等の結果及び設計上機器等の交換が推奨された時期を踏まえ、定期的に機能・性能の回復を図るために行う修理、取替等の工事についても、実施頻度（工事を行う間隔：月、年、施設管理実施期間等）を記載する必要がある。

○点検等の時期

時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、実用炉施設については発電用原子炉の運転の停止中、発電用原子炉の起動後の検査期間中、及び発電用原子炉の運転中（通常運転時の総合的な性能に関する検査が終了していない期間を除く。）のいずれかの区別を記載する必要がある。核燃料施設等については、施設全体の運転状況を踏まえて、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切っている場合にはそれぞれの範囲の検査時期が明確になるよう記載する必要がある。

○点検計画の策定範囲

原子力規制委員会の内規（別記1で記載しているものを除く。）に従い実施する点検等及び長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等の計画については、これらの点検等以外の点検等とは区別して点検計画を記載する必要がある。その際、当該点検等の進捗状況を把握するため、点検実績についても付記する必要がある。

○計画期間中における点検等の実施状況等

各点検等の項目について、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。

その際、複数の運転・保全サイクルにわたって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数その他点検の実施状況を示すデータを記載する必要がある。特に、実用炉施設において、技術基準規則第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、これ以外の点検等とは区別して記載する必要がある。

なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することによい。

ウ．工事の計画（第3号ロ及びニのうち工事に関する事項）

当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の保安のための工事について、方法及び時期を記載する必要がある。

○工事の範囲及び単位

範囲としては、以下のいずれかに該当する工事について、記載する必要がある。

- ・設工認の対象となる工事
- ・設備の信頼性の維持又は向上を図るために行う工事であって、その後の点検等の方法、実施頻度及び時期が変更となるもの
- ・長期施設管理方針を踏まえて実施する工事
- ・それまでの点検等の有効性の評価結果を踏まえて実施する工事
- ・NRA指示文書又は指導文書に基づき実施する工事
- ・施設管理の重要度が高い設備の工事
- ・使用前事業者検査又は使用前検査の対象となる工事（設工認の対象となる工事を除く。）

○工事の方法

工事の方法としては、工事を実施する機器等又は系統ごとに、実施理由を明確にした上で、工事の実施内容及びその適切性を示す根拠（学協会規格等）を記載する必要がある。

設工認の対象となる工事については、当該工事の審査において適切性を確認することから、設工認の対象となる工事である旨の記載のみで足りる。

また、予防保全を含め工事を計画する際には、施工部周辺への影響の評価及び施工後における当該影響範囲の健全性確認についても、必要に応じて記載するものとする。

○実施理由の明確化

NRA指示文書又は指導文書に基づき実施する工事及び長期施設管理方針を踏まえて実施する工事については、これら以外の工事とは区別できるようにその旨を記載する必要がある。

さらに、参考資料として、点検等も含めて、長期施設管理方針の項目ごとに、長期施設管理方針に基づく活動の全体像が把握できるよう、対象としている機器等又は系統名、部位と経年劣化事象、活動項目、実施時期、当該施設管理実施計画期間中における実施の有無及び進捗状況等を記載した資料を添付する必要がある。

なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。

○工事の時期

工事の時期としては、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画期間中のみの実施か、又は、複数の施設管理実施計画期間中にわたって継続的に実施するものかの区別を記載する必要がある。さらに、発電用原子炉については運転中・停止中の区別を記載する必要がある。また、エ. に定めた事項についても記載する必要がある。

エ. 点検等の計画及び保安の確保のための措置（第3号ハ及びニのうち点検に関する事項）

点検等の工程に応じて、特に原子力施設の運転等の停止時において、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための

具体的な計画を記載する必要がある。さらに、定期事業者検査以外の安全上重要な点検等を抽出し、保安の確保上注意すべき事項を記載する必要がある。

なお、上述の計画は報告時点のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することによい。

※エの趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。

⑤定期事業者検査の判定方法（第4号）

Ⅲ. 2. (2)に記載している考え方を記載するとともに、定期事業者検査項目ごとの一定の期間について記載する必要がある。

ただし、実施頻度を一定の期間とみなす点検等については、その実施頻度は点検計画に記載されていることから、原子力施設の運転等を停止して実施する必要のある点検の実施頻度のうち、最短のものを記載すればよい。

⑥施設管理目標又は施設管理実施計画の評価の結果（第6号及び第4項）

○評価に用いた情報ごとの記載

施設管理目標及び施設管理実施計画について、経年劣化事象を考慮した上で、少なくともⅥ. 5.に記載の情報を収集すべき項目ごとに評価に用いた情報が特定できるように評価した結果を記載する必要がある。

特に、i. 施設管理目標の監視結果については、目標値と実績値（評価に用いる監視結果の範囲（評価期間）を付記すること。）の比較表を添付する必要がある。また、長期施設管理方針に基づき実施した研究結果、評価結果等については、その旨を明示して記載する必要がある。

○評価の結果を反映して計画を変更した内容の記載

上記の情報を基に評価した結果、施設管理目標又は施設管理実施計画を変更した場合には、評価に用いた具体的な情報の概要、評価内容、反映した内容及び変更した点検等に関連する定期事業者検査について記載する必要がある。

なお、点検等の実施頻度を変更する場合においては、Ⅲ. 2. (2)の一定の期間の設定において考慮すべき事項について、以下の分類に従い、各事項を整理して記載する必要がある。

- ・点検等及び取替結果の評価
- ・劣化トレンドによる評価
- ・研究成果等による評価
- ・類似機器等の使用実績による評価

また、定期事業者検査での判定における一定の期間の変更を行う場合においては、第7号の書類に詳細を記載している点検等についても、当該機器等に対する点検等の概要については記載し、点検等の全体像を記載する必要がある。

⑦定期事業者検査での判定における一定の期間の設定及び変更において考慮した事項（第7号及び第5項）

定期事業者検査の判定における一定の期間の設定及び変更をした場合には、Ⅲ. 2. (2)に記載の考慮すべき事項について整理して、Ⅲ. 2. (1)又は(2)に記載の定期事業者検査の対象の原子力施設に係る点検等の実施頻度の妥当性を示す評価の内容を記載する必要がある。

○一定の期間を設定する際の評価内容の記載における留意事項

定期事業者検査が終了した日以降13月（発電用原子炉施設以外の原子力施設については12月）を超えない時期までを一定の期間として設定する場合には、Ⅲ. 2. (2)に記載している点検等及び取替結果の評価、劣化トレンドによる評価及び類似機器等の使用実績による評価に相当する事項として、当該原子力施設において報告時点以前10年間に時間依存性のある劣化事象により発生した法令報告事象に関して、再発防止対策が実施されていることを記載する必要がある。

○一定の期間を変更する際の評価内容の記載における留意事項

点検等の実施頻度を決定するための主要部位の抽出状況とともに、抽出した主要部位に対して、評価に用いた情報を、Ⅲ. 2. (2)に示す分類に整理した上で、当該部位に適用できることを示す必要がある。

○一定期間を変更する際の条件

評価の結果、設備改造等により一定の期間を変更する場合には、その設備改造等の内容とその妥当性を明確に記載すること。点検等の方法等の変更により一定の期間を変更する場合も同様とする。なお、これらの内容は、点検計画、設計及び工事の計画並びに保安規定に反映することが必要である。

⑧特別な施設管理実施計画を定めた場合の対応

Ⅵ. 6に記載している特別な施設管理実施計画を定めた場合においては、主に④に記載している事項に大きな変更が生じるため、通常の計画から変更がある内容についてそれぞれの書類において記載して報告するものとする。

5. 原子力施設の評価

実用炉施設において、第1項に規定している実用炉施設で技術基準規則第18条(第56条において準用する場合を含む。)の規定に係る評価が必要な亀裂等を確認した場合には、第2項の規定に従い評価を行うとともに、評価の結果を記録し、保存するとともに、原子力規制委員会に報告しなければならない。

本評価に係る活動については、Ⅵ. 4. カ. からク. までに位置付けられるものであり、その後の補修等も含め、施設管理に含めて適切に計画して対応する必要がある。

IV. 品質マネジメントシステム

原子力事業者等においては、原子炉の設置の許可又は事業の許可若しくは指定（以下「事業許可等」という。）を受けた時点で原子力事業者等としての責務を有する者となり、事業許可等において示した品質マネジメントシステムを具体化した保安規定に基づき、保安活動を行っていく必要がある。また、設計及び工事の計画においても事業許可等及び保安規定と整合した品質マネジメントシステムを定め、これに基づき設計及び工事に係る保安活動を行う必要がある。具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制、作業手順書等の位置付けを含めて整備して、可能な限り情報を収集して保安活動の改善による安全性の向上に努める必要がある。

なお、許可又は指定の基準の一つに「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び同規則解釈を制定し、これらに従って品質マネジメントシステムを確立し、運用する必要がある。

具体的な品質マネジメントシステムは、同規則第4条第2項に規定する事項（原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度など）を考慮し、保安活動の重要度に応じて、事業者自らが確立するものである。

また、品質マネジメントシステムは、原子力施設の状態（建設段階、供用段階、廃止措置段階等）や原子力事業者等の組織の構成などに応じて適切に見直し、各種の保安活動を原子力安全に対する重要度に応じて合理的に実現可能なものとし、適切な運用をしていけるよう改善していくことが必要である。

V.放射線管理

1. 管理区域への立入制限、放射性物質の汚染状況等の測定等

管理区域への立入制限等を行うに当たっては、管理区域の設定基準に従い区域を設定し、基準の範囲で維持されているかどうかを定期的に又は必要に応じて確認するため、放射性物質の汚染状況等の測定を行う必要があり、不必要な放射線業務従事者の被ばくを避けるため、当該測定結果について区域の入口等に掲示をするなどの措置が必要である。また、汚染が確認された場合には、汚染拡大防止のための措置が必要である。

管理区域へ出入りする職員、協力会社等に遵守させるべき事項、管理区域内において特別措置が必要な区域を設定する場合における採るべき措置等を定め、これらを遵守させる必要がある。

管理区域への出入管理、物品の持出し管理等を行い、管理区域から退出する場合等の表面汚染密度が基準値内であることを確実にする必要がある。

原子炉施設及び再処理施設については、保全区域を設定し、及び明示し、並びに保全区域について管理する必要がある。

周辺監視区域を設定し、及び明示し、並びに業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置を行う必要がある。

また、これらの放射線管理のための活動において使用する放射線測定器等について、校正等の管理を行うとともに、適切な方法で使用する必要がある。その際、第三者の確認等を含めた対応により、当該措置の信頼性を高めることが望ましい。

2. 線量等に関する措置

放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置を講じるとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理する必要がある。

VI. 施設管理

1. 施設管理における各種活動（第1項）

原子力施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要がある。当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理には、「設計」、「工事」のほか、施設の状態を日常的に確認する「巡視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。

施設管理に係る保安活動は相互に関連するものであり、それぞれに連携を図って実施していく必要がある。特に、その基礎となるものとして、要求事項と設計情報の関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料（以下「設備図書」という。）の整備が重要である。

2. 施設管理方針（第1項第1号及び第2号）

原子力施設における安全確保については、事業許可等の際に基本的な設計の方針などの設計要求が事業許可等に規定されており、さらに表2に示す原子力規制委員会規則及び同規則の解釈に適合するように原子力施設を維持するため、これらの規制要求事項を体系的に整理し、具体的な計画を立てて活動していくことが重要である。また、規制要求事項としては、事業所外運搬や事業所外廃棄のほか、廃止措置段階においては廃止措置計画の作成などの各種の原子力規制委員会規則等に基づく措置があり、他法令も含めて整理する必要がある。

また、原子力施設に対する要求事項としては、上述の安全確保のための規制要求事項に加えて、廃止措置実施方針の記載事項となっている廃止措置における解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化などの設計上の考慮や、原子力施設の利用に当たっての考慮など、原子力事業者等が設定する事項もあり、これら一連の事項について、それぞれの位置付け等を明確にしつつ、全体的に整合を取って取り組むようこれらの間の関連性を整理する必要がある。

点検等においては経年劣化事象^{※1}による劣化の有無及び傾向を監視できるように、また、劣化の程度に応じて性能維持のために適切に補修又は取替工事が行えるように、設計上の配慮をすることが重要である。さらに、点検等においては異常影響緩和に係る設備等において偶発的な故障が発生した際の検知性についても配慮し、全体的な管理体系を構築することが重要であり、これらの視点と対処方針については、各種施設管理に係る保安活動の相互の関連性及び連携並びにこれらの基礎となる設備図書の整備に係る活動方針とともに、施設管理方針として整理する必要がある。

また、原子力施設全体を一体として管理していく必要がある一方で、対象となる設備等と対応する作業が非常に多いことから、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項についての配慮が確実になされるための方向性を施設管理方針として整理する必要がある。

※1 表3に示す傾向監視が可能な経年劣化事象及び日本原子力学会日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」（AESJ-SC-P005：2008）附属書Aの規定により特定される経年劣化事象並びに応力腐食割れ（塩化物による貫粒型応力腐食割れを含む。）、高サイクル疲労、異物付着、固着等の事象を含むものであって、最新の科学的知見、運転経験等を踏まえたもの。

3. 施設管理目標（第1項第3号）

施設管理方針に従って実施する施設管理に係る保安活動について、その達成状況を明確にして施設管理の有効性を監視し、及び評価するため、プラントレベルの指標（原子力施設全体の保全が確保されているかを監視し、評価するための指標）、施設管理の重要度が高い系統^{※2}の系統レベルの指標を設定し、指標ごとの具体的な目標値を定める必要がある。

なお、系統レベルの指標を設定しない系統については、プラントレベルの指標によって施設管理の有効性を監視し、及び評価することをもって足りる。

施設管理目標は、主に運転段階の原子力施設における維持管理の有効性として、原子力施設の機能維持の状態を示す指標を念頭に置いているが、設計建設段階においては工程管理の中で達成すべき機能確保の状況を監視するなど、施設状況に応じて創意工夫が図られるべきものである。

※2 「施設管理の重要度が高い系統」とは、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度の高い系統が該当するものとする。実用炉施設においては、①重要度分類指針においてクラス1及びクラス2に分類される機能を要する系統、及び②技術基準において重大事故等クラス1から重大事故等クラス3までに分類される機能を要する系統を原則とする。ただし、確率論的リスク評価から得られるリスク情報及び運転経験等を考慮して、具体的な個別の機器等、系統に対して、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度を検討し、原子力施設ごとに定めることができる。

4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号）

施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。

ア. 計画の始期及び期間（第4号イ）

○設計建設段階の原子力施設

設置又は変更の工事の工程に応じて、次期の計画の期間に移行するに際してそれまでの施設管理に係る保安活動の評価を行うことが必要な時期を踏まえて設定する必要がある。具体的には、工事着手前の設計に係る期間と、工事着手後の施工、点検、検査等に係る期間を区分するほか、工事期間において一部の設備等を長期に使用する場合には当該期間を区分して部分的に使用開始後と同様の施設管理に係る保安活動を追加するなどが考えられる。

○使用開始後の原子力施設

施設管理実施計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間として設定する必要がある。ただし、廃止措置計画に規定する廃止措置の工程の終了間近であって、定期事業者検査の必要がない場合にあっては、廃止措置の終了までの期間とすることができる。

イ. 設計及び工事の計画及び実施（第4号ロ）

施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超える

ものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、施設管理実施計画の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。

設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うもののほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び原子力施設以外の運転経験等も含めて予防保全として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。

設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼすことがないように配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ. に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。

工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。

また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。

ウ. 巡視の計画及び実施（第4号ハ）

原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保全に従事する者が毎日1回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週1回以上）の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。

また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。

※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。

エ. 点検等の計画及び実施（第4号ニ）

点検等（使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査に係るものを含む。）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定めることが必要である。

点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの（以下「使用前点検」という。）と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの（以下「使用中点検」という。）に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、Ⅱ. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、Ⅲ. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。

○点検等の範囲

点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。

- ・使用前事業者検査等又は定期事業者検査に係る点検等
- ・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等
- ・性能維持のための措置を伴う点検等

これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。

○点検等の方法

使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。

使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び③事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするか^{※4}を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。

状態基準保全の方式とする点検等（時間基準保全の方式とする際に状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。）については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。

各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生兆候を作動している状態で確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）に記載されている設備診断技術^{※5}により異常の兆候を把握するなどの方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。

【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）」及び関連指針類に関する技術評価書（平成20年12月）】

また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要がある。要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮^(注)する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。

なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録等を残すことが必要である。

※4 時間基準保全としつつ、状態監視の点検実績を積み、劣化の傾向を把握していく方式もある。また、事後保全においては、適切な時期に機能喪失が発見できるように巡視及び点検等を計画する必要がある。

※5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針—回転機械振動診断技術」（J E A G 4 2 2 1 - 2 0 0 7）等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。

(注) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。

○点検等の実施頻度

実施頻度としては、使用中点検について、使用前点検の実施時期を始点として実施頻度を定め、予防保全である時間基準保全及び状態基準保全の方式については、経年劣化事象を考慮の上、所定の機能を発揮できなくなる前に点検等を行うように実施頻度を設定する必要がある。

そのため、時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度とする。

特に定期事業者検査に係る点検等については、Ⅲ．２．（２）に記載とおり、一定の期間を設定し、また保全の有効性評価で見直しを検討する際に考慮する事項を踏まえて実施頻度を設定する必要がある。

○点検等の時期

点検等の時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、①停止中、②試運転段階、及び③運転中（試運転中を除く。）のいずれかに区別する必要がある。

○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項

計画した実施頻度の範囲内で点検等を実施していく必要があるため、過去直近の点検等の時期と当該点検等の実施頻度を踏まえて、次回の点検等の実施期限を明確にして、それまでに確実に点検等を実施するよう管理する必要がある。また、類似の設備等が多数あり、順次点検等していくこととしているものについては、実施時期に偏りがあった場合には、継続的な監視としての点検量が不足する期間が発生するおそれがあることから、全体として計画的に実施する必要がある。

巡視及び点検等の結果を踏まえ、機能の回復（予防保全を含む。）を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を検討し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確にしておくことが重要である。その際、設計情報の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。

オ．工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置（４号ホ）

工事及び点検等の工程に応じて、原子力施設の運転等の停止時^{※6}を含めて、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な対策を計画し、施設管理に係る保安活動の実施に当たって保安を確保する必要がある。

なお、上述の計画は報告時点のものとし、工程の期間変更といった各工程における措置に変更がない場合には、報告の内容を変更する必要はないものとする。

※6 オ．の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。

カ．施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法（第４号へ）

設計の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを検証することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設計の方法等の問題点を分析することが必要である。

工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等

の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。

点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対応することになるが、その際、Ⅲ. 5. に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次回の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。

キ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置(第4号ト)

施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価で特定された問題点等の原因を除去し、さらに類似の事象が発生しないよう施設管理に係る保安活動の方法、体制等を見直すとともに、改めて必要な措置を実施する必要がある。特に、点検等の結果として、設計段階や点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違があった場合には、設計の見直し等まで遡って検討するなど、必要に応じて施設管理に係る保安活動全体に是正処置及び未然防止処置を検討し、対応を図る必要がある。

ク. 施設管理に関する記録(第4号チ)

一連の施設管理に係る保安活動においては、要求事項との関連が明確となるように記録するとともに、判断根拠等の客観的事実も含めて、可能な限り事後の検証が可能な形で適切性を示せるようトレーサビリティを確保した記録を作成し、保存する必要がある。

5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映(第1項第5号及び第6号)

施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。

施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。

特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。

- i. 施設管理目標の監視結果
- ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- iii. トラブル等の経験その他の運転経験
- iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果(該当する場合)
- v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
- vi. リスク情報及び科学的知見

6. 特別な施設管理実施計画(第1項第7号)

○特別な施設管理実施計画が必要な場合

発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する

必要がある。

相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。

○特別な施設管理実施計画の内容

特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。

特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。

新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合においては、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。

また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等について検討し、定める必要がある。

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映(第2項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

使用者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「令」という。)第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。)の施設管理の例について参考に示す。

VII. 設計想定事象等に係る保全に関する措置

1. 設計想定事象等への対応の計画及び実施（第1号）

原子力事業者等は、事業許可等を受けるときにそれぞれの許可基準規則を踏まえて、原子力施設の各設備の位置付け（設計基準対象施設、重大事故等対処施設等）に応じて、原子力施設の設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊（以下「設計想定事象等」という。）に関して各設備が機能を維持できる設計とし、機能を維持するための措置を実施できるよう体制を構築しておくなどの対応が必要である。また、当該対応の中には、当該機能を維持することによって異常の発生を防止するもののほか、異常の発生が他の機能への影響を及ぼし事故等に拡大するなどを防ぐための対応、さらに事故等の発生に至った場合の対応など、各段階で適切に対応することが求められる。

2. 設計想定事象等への対応体制の維持（第2号）

1. の計画が実行可能な体制を維持するため、対応要員に対して適切な教育及び訓練を行う必要がある。特に重大事故等及び大規模損壊等に対する活動の体制のように施設の状態の維持に影響を与えるものについては、それぞれ毎年1回以上、訓練を実施し、確実に実行できる体制を維持する必要がある。

教育及び訓練の有効性については、品質マネジメントシステムに基づく評価及び改善において原子力事業者等で確認し、及び向上させていくことが求められる。

3. 資機材の管理等（第3号及び第4号）

対応に必要な資機材については、設備の機能維持と同様に、必要なときに使用可能な状態で配備し、及び保管しておく必要がある。

保管している資機材の機能維持については、施設管理の一環で管理することも考えられ、原子力事業者等の管理の体制を踏まえて管理の方法を定めておく必要がある。

その他、原子力規制委員会や周辺地方公共団体への連絡及び情報共有、敷地周辺での異常への対応など、関連して対応する事項についてもあらかじめ準備していく必要がある。

VIII. 運転等の管理

1. 体制の整備（第1号から第5号まで）

原子力施設の運転等は、施設設計で想定した方法で行うとともに、必要な知識を有する者に行わせるよう、力量管理や体制整備等の対応を必要に応じて実施する必要がある。

2. 運転又は操作における遵守事項（第6号以降）

運転又は操作の開始時には、安全確保のために原子力施設の運転状態等を確認するとともに、設備等を使用している状態においては設備等の作動状態や待機設備の周辺機器等の状態などの原子力施設の運転状態等を確認する必要があり、発電用原子炉施設においては運転員の引継ぎ等も含めて確実にを行う必要がある。

特に、実用炉施設等においては、保安規定において運転上の制限を定め、定期的に又は必要に応じて設備等の状態を確認することが必要である。これは、事故故障等が発生した際に機能すべき設備等が、所定の状態を維持しているかどうかの確認であり、確認の方法としては、可能な限り対応すべき事故故障等が発生した状態を模擬し、その際に必要な性能が発揮できることを確認するものである必要がある。

これらの確認において必要な機能が確保されていることが確認できなかった場合には、原子力施設を安全な状態に移行させる措置を講じる必要がある。そのほか、警報が発生した場合などにおいて、安全を確保するために原子力施設の運転状態等を確認し、必要な対応を確実に行うことができるよう、対応措置を事前に整理して、運転員等が実施できるようにしておく必要がある。

また、運転又は操作を終了する場合にも、設備等が停止状態となり、停止中の体制に移行して問題ないかどうかを確認する必要がある。

IX. 運搬、貯蔵及び廃棄

運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号）」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）」において事業所外での運搬、廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. 定期的な評価

原子力施設の安全性の向上のための評価に係る届出の制度が法律上規定されていない原子力事業者等については、経年劣化等を考慮し、原子力施設に関する保安のための措置の内容を定期的に評価し、改善していくことを求められている。

本評価については、日常的には品質マネジメントシステムに基づき保安活動の評価及び改善が行われているべきものであり、品質マネジメントシステムに基づく仕組みの中での評価及び改善との関係を整理し、体系的に実施していくことも可能である。

表1 原子力事業者等における事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表（規則名は付表）

	加工	試験炉	船舶炉	研開炉	実用炉	貯蔵	再処理	第一種廃棄物埋設	第二種廃棄物埋設	廃棄物管理	核燃料使用	核原料使用
使用前事業者検査の実施	第3条の4の2	第3の2の3	第8条の3	第14条の2	第14条の2	第6条の2	第4条の2	第17条の2	—	第6条の2	第2条の2(使用前検査)	—
使用前事業者検査の記録	第3条の4の3	第3条の2の4	第8条の4	第14条の3	第14条の3	第6条の3	第4条の3	第17条の3	—	第6条の3	第2条の3	—
使用前事業者検査の表示	第3条の4の4	第3条の2の5	第8条の5	第14条の4	第14条の4	第6条の4	第4条の4	第17条の4	—	第6条の4	—	—
定期事業者検査実施時期	第3条の9	第3条の8	第13条	第51条	第55条	第12条	第7条の9	第26条	—	第12条	—	—
定期事業者検査の実施	第3条の10	第3条の9	第14条	第52条	第56条	第13条	第7条の10	第27条	—	第13条	—	—
定期事業者検査の記録	第3条の11	第3条の10	第14条の2	第53条	第57条	第14条	第7条の11	第28条	—	第14条	—	—
定期事業者検査の報告	第3条の13	第3条の12	第14条の4	第55条	第57条の3	第16条	第7条の12の2	第30条	—	第16条	—	—
施設の評価	—	—	—	—	第58条	—	—	—	—	—	—	—
品質マネジメントシステム	第7条の2の2	第6条の3	第19条の2	第64条	第69条	第28条	第8条の3	第46条	第13条の3	第26条の3	第2条の11の3	—
管理区域への立入制限等	第7条の2の9	第7条	第20条	第73条	第78条	第29条	第9条	第53条	第14条	第27条	第2条の11の4	第2～4号
線量等に関する措置	第7条の3	第8条	第21条	第74条	第79条	第30条	第10条	第54条	第15条	第28条	第2条の11の5	第5号
放射性物質の汚染状況等の測定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第2条の11の6	第6～9号
施設管理	第7条の4	第9条	第22条	第76条	第81条	第31条	第11条	第55条	第16条	第29条	第2条の11の7	—
経年劣化に関する技術的な評価	第7条の4の2	第9条の2	—	第77条	第82条	第31条の2	第11条の2	—	—	第29条の2	—	—
設計想定事象等に対する機能の保全	第7条の4の3	第10条	第23条	第78条	第83条	第32条	第12条	第58条の2	第17条の2	第30条	第2条の11の8	—
運転・操作・使用	第7条の5	第11条	第24条	第82条	第87条	第33条	第13条	第59条	—	第31条	第2条の11の9	第1、2、10号
工場又は事業所での運搬	第7条の6	第12条	第25条	第83条	第88条	第34条	第14条	第60条	第18条	第32条	第2条の11の10	第12号
貯蔵	第7条の7	第13条	第26条	第84条	第89条	—	第15条	—	—	—	第2条の11の11	第13号
工場又は事業所での廃棄	第7条の8	第14条	第27条	第85条	第90条	第35条	第16条	第61条	第19条	第33条	第2条の11の12	第11号、第11の2
定期的な評価（保安活動）	—	第14条の2	—	—	—	第35条の2	—	第58条	第19条の2	第33条の2	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	第71条～第77条（坑道閉鎖）	第4条～第6条（埋設施設） 第7条～第8条の2（廃棄体）	—	—	—

表 1 付表 事業等ごとの規則名

事業等	規則名
加工	核燃料物質の加工の事業に関する規則
試験炉	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則
船舶炉	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則
研開炉	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
実用炉	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
貯蔵	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則
再処理	使用済燃料の再処理の事業に関する規則
第一種廃棄物埋設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則
第二種廃棄物埋設	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則
廃棄物管理	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則
核燃料使用	核燃料物質の使用等に関する規則
核原料使用	核原料物質の使用に関する規則

表2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

	原子力規制委員会規則	(参考) 基準規則の根拠法条文
加工施設	加工施設の技術基準に関する規則	第16条の4
試験研究用等原子炉施設	試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則	第28条の2
研究開発段階原子炉に係る発電用原子炉施設	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	第43条の3の14
実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	第43条の3の14
使用済燃料貯蔵施設	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則	第43条の10
再処理施設	再処理施設の技術基準に関する規則	第46条の2
特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則	第51条の9
使用施設等	使用施設等の技術基準に関する規則	第55条の2第2項第2号

表3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視 ^{※1}	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視 ^{※1}	
中性子照射脆化	原子炉圧力容器の脆化予測に基づいて、原子炉圧力容器の監視試験を行い、当該容器の中性子照射脆化の傾向を監視することが必要。 (技術基準 ^{※2} 第14条第2項及び第22条)	必要	同左 ただし、中性子照射脆化の進行は運転期間とともに鈍化すると考えられているが、30年以降の高照射量領域では新たな脆化機構によって脆化が進む可能性があるとの研究結果もあることから、プラントの長期健全性に関する予測を行い、脆化傾向を監視することが必要。	
照射誘起応力腐食割れ (IASCC)	IASCC については、PWR は約 $5 \times 10^{24} \text{n/m}^2$ ($>1 \text{MeV}$) のしきい値、PWR は約 $1 \times 10^{25} \text{n/m}^2$ ($>0.1 \text{MeV}$) のしきい値を超えないと発生する可能性は小さいと考えられているものの、照射量の累積量の累積傾向を監視することが必要。 (技術基準第18条、第56条等)	必要	同左 ただし、中性子照射量がしきい値を超えると機能維持に影響がない程度の損傷が発生している可能性が高い部位 (例: パップルフォーマボルト) が発生することから、IASCC 発生の可能性が高い部位については、プラントの長期供用を念頭に置いた予測に基づき照射量の累積傾向を監視することが必要。	
低サイクル疲労	重要な機器等及び構造物 (例えば、PWR では原子炉容器、蒸気発生器及び加圧器、BWR では原子炉圧力容器) について、低サイクル疲労に影響を与える運転過渡実績を監視することにより、高温水環境の影響を加味した疲れの累積傾向を監視することが必要。 (技術基準第18条、第56条等)	必要	同左 ただし、時間経過に伴い疲労損傷が蓄積されて疲れ累積係数が増大し、疲労亀裂が発生する可能性が大きくなることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、左記の重要な機器等及び構造物に加え工事計画の認可における評価対象範囲について、運転過渡実績を基にした過渡の予測に基づき、高温水環境の影響を加味した疲れの累積傾向を監視することが必要。	
電気・計装設備の絶縁低下	— (技術基準第14条第2項等)	不要	事故時環境内において機能維持要求があるケーブルを含む電気・計装設備は、通常運転中の熱や放射線によって経年的に劣化が進展し、この状態で事故時環境内において高温水蒸気と高放射線に晒されると急激な絶縁低下を引き起こすことが考えられることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づき絶縁性能の低下傾向を監視することが必要。	
配管減肉	実機の減肉データの分析等によると、配管減肉は原子力施設の運転開始から徐々に進展することから、配管の肉厚測定結果等の減肉データに基づいて、配管の減肉傾向を監視することが必要。(技術基準第17条及び第55条)	不要	同左	
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	不要	2層ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。	
コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下	アルカリ骨材反応については、コンクリート中の反応性骨材等を因子として反応が経年的に進行する可能性があることから、反応の進行傾向を監視することが必要。 (技術基準第5条、第17条第13号、第42条等)	不要	プラントの長期供用を念頭に置いて、破壊試験及び非破壊試験によるコンクリートの強度低下、中性化及び塩分浸透等の劣化要因を加味した予測に基づき劣化傾向を監視することが必要。	
耐震安全性	重要な機器等及び構造物について、経年劣化を想定した耐震安全性評価が必要。 (技術基準第5条)	必要	同左 ただし、プラントの長期供用を念頭に置いて、高経年化技術評価の結果に基づく現状保全に追加し管理すべき経年劣化事象を加味した、耐震安全性評価が必要。	
その他事象の例 ^{※3}	アブレッシブ摩耗、凝着摩耗、腐食摩耗、疲労摩耗、キャビテーション、孔食、すき間腐食、選択腐食、微生物腐食、露点腐食、変形・デンティング剥離 (盛金剥離及びライニング剥離)	定期的な分解点検時の目視検査等により経年劣化状況を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
	全面腐食	定期的な点検及び分解点検時の目視検査等により腐食状況を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第17条及び第55条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
	アンモニアアタック (銅合金)	定期的な分解点検時の渦流探傷試験等による定量的な減肉傾向を監視することが必要。 (技術基準第17条及び第55条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
	高サイクル熱疲労	機器等及び配管の温度ゆらぎ並びに熱成層化の傾向を監視することが必要。 (技術基準第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左

経年劣化事象		運転初期から継続的に実施する傾向監視 ^{※1}	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視 ^{※1}
その他事象の例 ^{※3}	フレッティング疲労	定期的な分解点検時の渦流探傷試験等による減肉、亀裂の検出及び目視検査等により劣化状況等を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第17条、第55条、第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
	クリープ破壊、クリープ脆化、クリープ疲労	非常用ディーゼル発電機等の限られた機器等の部位に想定されるが、分解点検時の目視検査等により、亀裂及び変形の有無の確認とともに、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。(技術基準第48条第1項等)	不要	同左

※1 この表における「傾向監視」は、点検等による劣化傾向監視に加えて、実施時期を定めた評価による傾向監視を含む。

※2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会第6号。この表において同じ。)

※3 発電用原子炉施設において想定不要な以下の経年劣化事象を除く。

高温酸化、硫化、浸炭、窒化、ハロゲン化、油灰腐食、熔融塩腐食、熔融金属接触脆化、硫化物腐食、 σ 相脆化、焼き戻し脆化、ひずみ時効、青熱脆化、水素浸食、ラチェッティング等

表 4 - 1 検査（使用前事業者検査及び定期事業者検査）の方法の例

実用炉施設の検査の方法の例を示す。

使用前事業者検査	定期事業者検査	検査の方法	
		検査項目	検査方法
① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法		材料検査	機器等に使用される材料が、設工認を受けた設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。
		寸法検査	機器等の主要寸法が、設工認を受けた許容寸法値内であることを確認する。
		原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	原子炉格納施設の基礎基盤の状態が、設置許可時又は設工認時に判断された支持力並びに滑り及び沈下に対する安全性を有するものであることを確認する。
		蒸気タービン等の一般事項（仕様、基礎の状態）を確認する検査	蒸気タービン本体、湿分分離器、復水器等が設工認に記載された設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。 また、蒸気タービンの基礎が、設工認どおりであることを確認する。
		建物・構築物の構造を確認する検査	建物、構築物の型枠及び鉄筋の組立精度等、コンクリートの打上がり精度並びに鉄骨の建方精度が、設工認等に記載された許容差内に収まっていることを確認する。
	① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。
		外観検査	機器等（支持構造物を含む。）の組立・据付け位置、仕上がり状態、分解・開放しない状態での漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の異常の有無を目視等により確認する。
		非破壊検査	放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、渦流探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。
		漏えい（率）検査	系統及び機器等の組立、据付又は点検完了後、所定の圧力において耐圧試験等を行い、これに耐え、著しい漏えいの有無又は漏えい率 ^{*1} を確認する。

② 機能及び性能を確認するために十分な方法	② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	特性検査	電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測定 ^{※2} 、校正及び設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。
		機能・性能検査	系統及び機器等の組立、据付又は点検完了後、作動試験、試運転及びインターロック試験等を行い、機器等単体又は系統の機能・性能等を確認する。
		総合性能検査	各設備の組立、据付け又は点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。
③ その他設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法		基本設計方針に係る検査	機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ、機能及び性能を有していることを確認する。
		品質マネジメントシステムに係る検査	原子力事業者等が設工認に記載された工事の方法及び品質マネジメントシステムに従って、設計情報を工事に引き継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。

(注1) この表の検査の方法は実用炉施設の使用前事業者検査又は定期事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。

※1 漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

※2 絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

表 4 - 2 検査（溶接に係る使用前事業者検査）の方法の例

実用炉施設の検査の方法の例を示す。

使用前事業者検査	検査の方法			検査方法
	検査項目			
	溶接施工法に関する検査	溶接士の技能に関する検査	溶接施工した構造物に対する検査	
① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法	溶接施工法の内容確認 ※試験開始前に確認する。	溶接士の試験内容の確認 ※試験開始前に確認する。		試験内容が技術基準に適合する方法であることを確認する。
	材料確認 ※開先確認の前に確認する。ただし、試験材を切断する場合は切断する前に確認する。			材料の種類、寸法、化学的成分及び機械的性質が設工認等に記載した設計仕様及び技術基準に適合するものであることを材料表示及び証明書により確認する。
	開先確認 ※溶接を開始する前に確認する。			試験材の取付け方法、溶接部の開先の形状、寸法、表面状態、継手面の食い違い、ウェルドインサート、裏当て金の種類及び取付け状況等が、設計寸法、技術基準に適合したものであり、健全な溶接が施工できることを確認する。
	溶接作業中及び溶接設備確認 ※溶接施工法又は溶接士の技能試験の場合は溶接開始前及び溶接中に確認し、溶接構造物の場合は耐圧検査を実施する前までに確認する。			溶接施工法、溶接を行う者の資格、溶接設備、溶接条件等が技術基準に適合し、計画どおりに実施されていることを確認する。
	溶接後熱処理確認 ※溶接終了後、機械試験開始前に確認する。		溶接後熱処理確認 ※溶接終了後、耐圧試験実施前までに確認する。	溶接後熱処理の方法、溶接後熱処理設備の種類及び容量等が、技術基準及び施工計画に適合していることを確認する。
	浸透探傷試験確認 ※クラッド溶接部及び管と管板の取付け溶接部：試験板を切断する前に確認する。		非破壊試験確認 ※耐圧試験を実施する前までに確認する。	溶接部に行う非破壊試験の試験方法及びその結果が技術基準に適合するものであることを確認する。非破壊試験実施者が客観性を有する認定試験に合格していることが必要である。
	機械試験確認 ※溶接施工終了後に確認する。ただし、溶接後			試験の方法（試験種類並びに試験片の数、採取位置及び形

	熱処理が必要なものについては、溶接後熱処理終了後に確認する。溶接構造物の場合、耐圧試験を実施する前までに確認する。	状)及び試験結果が技術基準に適合するものであることを確認する。
	断面検査確認 ※管と管板の取付け溶接部：溶接施工終了後に確認する。	溶接部の断面を確認する方法及びその結果が技術基準に適合するものであることを確認する。
	外観確認 ※溶接終了後に確認する。	耐圧試験の方法(規定圧力での試験方法及び規定圧力で試験を行うことが困難な場合の代替試験方法)が技術基準に適合していることを確認する。 最終の仕上がり状況(溶接部の形状、外観及び寸法)について、技術基準、設計、検査計画等に適合することを確認する。
	耐圧試験確認 ※材料確認から機械試験確認までの全ての検査が終了した後に確認する。 外観確認 ※耐圧試験と同時期か全ての検査が終了した後に確認する。ただし、最後では確認が困難な場合は、事前に行ってもよい。	
	終了確認	以上の全ての工程が終了し、当該工程が設工認及び技術基準に適合していることを確認する。

(注1) 補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備に係る溶接に係る使用前事業者検査の工程、方法及び該当規定：補助ボイラーにあつては、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」(平成24年9月19日付け 20120919 商局第71号)別表2に規定するボイラー等及び補助ボイラーの附属設備にあつては、同表に規定する熱交換器等に準ずること。

(注2) 溶接に係る使用前事業者検査についても、第3号に規定する方法の検査は表4-1に記載した検査の方法により行うこと。

(注3) この表の検査の方法は実用炉施設の溶接に係る使用前事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。

※：溶接に係る使用前事業者検査においては、原則、あらかじめ確認すべき事項と溶接施工した構造物に対する検査に区分し、設計及び工事の計画及び技術基準に基づき以下の事項及び工程ごとの検査を実施する必要がある。

(1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接に係る使用前事業者検査

① 次のイ及びロに掲げる事項については、発電用原子炉施設の溶接をしようとする前に表4-2に示す工程ごとの検査の方法により行うこと。

イ 溶接施工法に関すること。

ロ 溶接士の技能に関すること。

② ①イに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第2部に規定

する溶接施工法認証標準並びに技術基準第17条第15号、第31条及び第48条第1項において準用する技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。

③①ロに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第3部に規定する溶接士技能認証標準及び技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。

(2) 溶接施工した構造物に対する使用前事業者検査

次のイからトまでに掲げる事項については、原子力施設ごとに、表4-2に示す工程ごとの検査の方法により行うこと。

イ 溶接部の材料

ロ 溶接部の開先

ハ 溶接の作業及び溶接設備

ニ 溶接後熱処理（溶接後熱処理を実施する場合）

ホ 非破壊試験（非破壊試験を実施する場合）

ヘ 機械試験（機械試験を実施する場合）

ト 耐圧試験

表 4 - 3 検査（燃料体に係る使用前事業者検査）の方法の例

実用炉施設の検査の方法の例を示す。

燃料体に係る使用前事業者検査においては、設計及び工事の計画並びに技術基準に基づき燃料体の加工の工程ごとに以下の事項について確認する必要がある。

使用前事業者検査	検査の方法	
	検査項目	検査方法
① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法	材料検査	燃料材、燃料被覆材その他の部品に使用される設工認に記載された設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。
	寸法検査	燃料材、燃料被覆材その他の部品、燃料要素及び燃料集合体の各寸法が、設工認に記載された設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。
	湾曲度を確認する検査	燃料被覆材及び燃料要素の軸が、設工認に記載された設計仕様のとおり著しく湾曲していないことを確認する。
	外観検査	燃料材、燃料被覆材その他の部品、燃料要素及び燃料集合体の表面に、割れ、傷等で有害なものがないこと、油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと、部品の欠如がないこと、組立状態が設工認に記載された設計仕様のとおりであることを確認する。
	表面汚染密度検査	燃料要素の表面に付着している核燃料物質の量が、技術基準に適合するものであることを確認する。
	溶接部の非破壊検査	燃料要素の溶接部に、ブローホール、アンダーカット等で有害なものがないことを確認する。
	ヘリウム漏えい検査	燃料要素のヘリウム漏えい量が、技術基準に適合するものであることを確認する。

(注 1) 燃料体に係る使用前事業者検査についても、第 3 号に規定する方法の検査は表 4 - 1 に記載した検査の方法により行うこと。

(注 2) この表の検査の方法は実用炉施設の燃料体に係る使用前事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。

表5 経年劣化に係る技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
加工の事業	「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」 （平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1）））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））
試験研究用等原子炉の設置、運転等	—
研究開発段階原子炉の設置、運転等	—
実用発電用原子炉の設置、運転等	「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
貯蔵の事業	—
再処理の事業	「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」 （平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1）））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））
第一種廃棄物埋設の事業	—
第二種廃棄物埋設の事業	—
廃棄物管理の事業	—
核燃料物質の使用等	—
核原料物質の使用	—

表6 発送前確認の方法の例

検査項目	検査対象	検査方法
外観検査	BM、BU AF、IF	容器の外観を目視で検査する。
気密漏えい検査	BM、BU	ヘリウムリークテスト、加圧漏えい試験又は真空試験等により漏えい率を検査する。
圧力測定検査	BM、BU	圧力計等により容器内部の圧力を検査する。
線量当量率検査	BM、BU AF、IF	輸送物の表面及び表面から1mの距離におけるガンマ線量当量率及び中性子線量当量率をサーベイメータ等で測定する。
未臨界検査*	BM、BU AF、IF	バスケット等の外観を目視で検査する。
温度測定検査	BM、BU	温度計により輸送物の表面温度を測定し、周囲温度38℃での値に補正する。
吊上検査	BM、BU AF、IF	輸送物を吊り上げた後の状態において、トランニオン部その他吊上部等の外観を目視で検査する。
重量検査	BM、BU AF、IF	輸送容器及び収納物の合計重量を検査する。
収納物検査	BM、BU AF、IF	収納物の仕様、数量、収納配置等を検査する。 収納物に変形又は破損がないことを検査する。
表面密度検査	BM、BU AF、IF	スマヤ法等により輸送物の表面密度を測定する。

注：BM：BM型輸送物（BM型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器

BU：BU型輸送物（BU型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器

AF：A型核分裂性輸送物に係る輸送容器

IF：IP型核分裂性輸送物に係る輸送容器

*：未臨界検査は、核分裂性輸送物のみを対象とする。

六ふっ化ウラン輸送物に係る容器についてはAF及びIFの検査項目に準ずる。

別記 1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

①第 1 号に規定する方法

○技術基準第 1 4 条第 2 項及び第 1 9 条（配管内円柱状構造物の流力振動）

技術基準第 1 4 条第 2 項及び第 1 9 条への適合性を確認するために行う検査のうち、「一次冷却材若しくは二次冷却材の循環又は沸騰等で生ずる流体振動によって損傷を受けないように施設するための確認の十分な方法」とは、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」（J S M E S O 1 2）に規定する手法で評価し、損傷の可能性が否定できない部位について、損傷防止措置が完了するまでの間は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（原規技発第 1408063 号（平成 2 6 年 8 月 6 日原子力規制委員会決定））の別紙 1 に規定されている方法を参考に、亀裂の有無を確認するものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C 1）」（2 0 0 5 年改訂版）並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書（平成 1 7 年 1 2 月）】

○技術基準第 1 7 条及び第 5 5 条（配管肉厚管理）

技術基準第 1 7 条及び第 5 5 条への適合性を確認するために行う検査のうち、実用炉規則第 5 6 条第 1 項に掲げる配管の「各部の摩耗の発生状況を確認するために十分な方法」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（J S M E S N G 1 - 2 0 0 6）又は「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（J S M E S N H 1 - 2 0 0 6）に規定する方法に、別記 2 の留意事項を付したものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（2 0 0 6 年版）「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（2 0 0 6 年版）の技術評価書（平成 1 9 年 6 月）】

○技術基準第 1 8 条及び第 5 6 条（亀裂等）

技術基準第 1 8 条及び第 5 6 条への適合性を確認するために行う検査については、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」に規定する方法であること。

○技術基準第 1 9 条（配管の高サイクル熱疲労）

技術基準第 1 9 条への適合性を確認するために行う検査のうち、「温度差のある流体の混合等で生ずる温度変動によって損傷を受けないように施設するための確認の十分な方法」とは、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」（J S M E S O 1 7）に規定する手法で評価し、損傷の発生が否定できない部位について、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」の別紙 1 に規定されている方法を参考に、亀裂の有無を確認するものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C 1）」（2 0 0 5 年改訂版）並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書（平成 1 7 年 1 2 月）】

○技術基準第 3 1 条（蒸気タービン）

蒸気タービンについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第 9 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める定期事業者検査の方法の

解釈」(20170323商局第3号(平成29年3月31日経済産業省制定))を参考とするとともに、原子炉施設の運転中に行う定期事業者検査時に開放検査を行わない車室においては、可能な範囲(低圧最終段翼含む。)での目視及び外観点検を行う必要がある。

○技術基準第48条第1項(補助ボイラー)

補助ボイラーについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(平成23・01・82原院第3号(平成23年4月4日原子力安全・保安院制定))を参考とするとともに、点検頻度としては、別記3を踏まえて計画を立てる必要がある。

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)の「第35条(安全保護装置)」の「4」に記載されている「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」の要求事項に準じた文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第38条第5項(制御室居住性)

技術基準第38条第5項における「原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域(以下「原子炉制御室等」という。)における遮蔽その他の適切な放射線防護に関する当面の措置を確認するための十分な方法」とは、事故・異常時においても従事者が立ち入り、一定期間滞在できるように、技術基準解釈の「第38条第5項(制御室居住性)」の「12」に記載されている「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」(平成21・07・27原院第1号(平成21年8月12日原子力安全・保安院制定))による要求事項に従って、原子炉制御室等における従事者の被ばく評価を行い、チャコールフィルターを通らない空気の制御室への流入量の確認を行うこと。

別記 2

発電用原子炉施設における配管肉厚管理に対する留意事項

1. 配管外面からの減肉事象の考慮について

日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(JSME S NG1-2006)及び「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(JSME S NH1-2006)に規定される配管減肉管理の対象は、配管内の流体による配管内面減肉の事象に限定したものであるため、使用環境等の影響により配管外面からの減肉が想定される部位については、外面からの減肉事象も適切に考慮すること。

2. 配管分岐合流部の穴の周囲の肉厚管理について

配管分岐合流部の穴の周囲では、穴による板厚の欠損分を補う必要があることから、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2005/2007)又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2012)の規定を準用し、必要な穴の補強面積が確保されるように管理すること。

3. 初回の肉厚測定時における肉厚管理方法について

初回の肉厚測定時においては、実際の肉厚を推定することが困難な部位(曲げ管の曲がり部、エルボ、ティ、レギュレーサ等)であって供用前試験や製造・加工記録等により使用開始前に実際の肉厚が確定できないもの等、余寿命が適切に算出できないものについては、試験間隔に最長の限度を設ける等早めに試験実施時期を設定して、余裕をもって減肉傾向を確認していくこと。

別記3

補助ボイラーの点検頻度設定における留意事項

1. 用語の定義

累積運転時間：初回の起動から現在に至るまでの運転時間

起動回数：並列の回数

事故：電気関係報告規則（平成10年通商産業省令第34号）第3条第1項各号において報告を要する事項

2. 点検頻度設定における留意事項

日常的な運転管理・保守点検等が（2）のとおり適切に実施されていることを前提として、（1）を満足する範囲で点検を行うものとする。

（1）点検頻度設定における上限

- 累積運転時間が10万時間以下及び累積起動回数が2,500回以下の場合、25月を超えない時期。ただし、前回の点検後の運転時間及び起動回数が4,000時間かつ120回（低サイクル疲労対策を実施しているものにあつては240回）に達していない場合は、これらの時間又は回数に達すると見込まれる時期。
- 累積運転時間が10万時間を超えている又は累積起動回数が2,500回を超えている場合は、25月を上限とし、当該対象設備の主要部位の余寿命診断が別紙1の指針に従って適切に行われ、算定された余寿命の範囲内。

（2）日常的な運転管理・保守点検等の実施

以下の適切な管理が実施されていること。

- 当該対象設備の使用状況に応じて適切に運転管理がなされ、かつ、日常における保守点検が十分行われていること。また、他の事故及び故障の経験を踏まえ、同種の事故及び故障の防止について適切に処置がなされていること。この場合にいう、「適切に運転管理がなされ」とは、別紙2の「1. 運転管理」に従って運転管理が行われていることをいい、「日常における保守点検」とは別紙2の「2. 日常点検」に従って行われる保守点検をいう。
- 前回の定期事業者検査の結果、当該対象設備に異常が認められていないこと又は前回の定期事業者検査において異常が認められた箇所及び異常が発生するおそれがあると判定・評価された箇所について、事故及び故障の防止措置が適切に行われていること。
- 前回の定期事業者検査の終了後、当該対象設備に事故又は故障が発生した場合は、当該設備の事故又は故障が発生した部位に適切な事故及び故障の防止対策が施されており、かつ、当該対象設備の類似の部位に適切な事故及び故障の防止対策が施されていること。

補助ボイラーの余寿命診断実施に関する指針

1. 余寿命診断の実施時期（初回）

劣化要因が低サイクル疲労によるものであって、累積運転時間 10 万時間又は累積起動回数 2500 回を超えた時期又は超えると見込まれる時期とする。

（「注」 2 回目以降の余寿命診断については 3. 参照）

2. 余寿命診断の内容

(1) 対象部位、劣化要因及び手法

対象部位	劣化要因	余寿命診断手法		
		①	②	③
高応力作用部	低サイクル疲労	硬度測定法 又は 電気抵抗法	解析法	破壊検査法

備考 1. 余寿命診断は、設計条件において最も過酷と考えられる部位を代表箇所として選定し、行うものとする。

2. 余寿命診断手法①から③までは、いずれも適用することができる。

3. 上記手法以外の手法は、上記手法と同等の精度が得られることを検証の上、適用することができる。

(2) 余寿命診断の方法

a. 硬度測定法

(a) 高温部及び高応力部位を選定して、9 点以上の硬度の測定を行う。

(b) (a) で得られた 9 点以上のテストデータにより、99%信頼区間の硬度の下限值を求め、この値に応じた亀裂発生回数（起動回数）と応力振幅の関係カーブ（以下「99%信頼度下限線」という。）を作成し、これより余寿命を推定する。

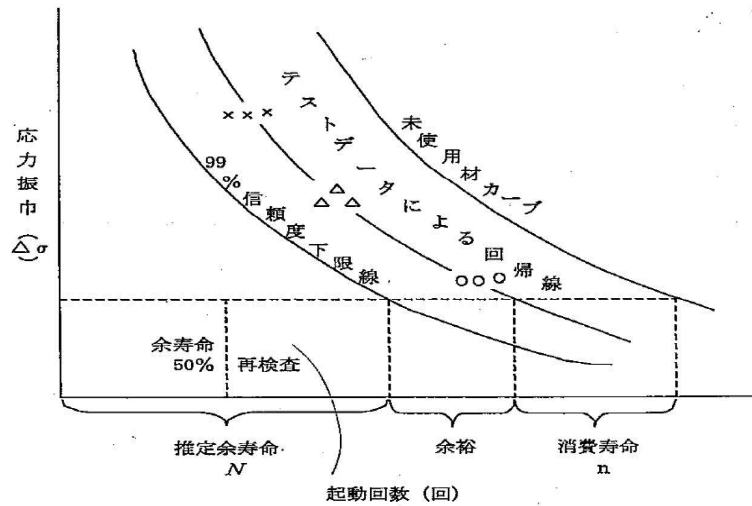


図-1 硬度測定法による余寿命の算出

$$\text{余寿命} = \left(Nc \times \frac{nc}{n} + Nw \times \frac{nw}{n} + Nb \times \frac{nb}{n} \right)$$

Nc : コールド起動の応力に対応した推定余寿命

Nw : ウォーム " "

Nb : DSS " "

n : 余寿命診断時の累積起動回数 ($nc+nw+nb$)

nc : コールド起動回数

nw : ウォーム "

nb : DSS "

b. 電気抵抗法

上記 a. 硬度測定法における「硬度」を「電気抵抗」と読み替えるものとする。

c. 解析法

原子炉の運転時の変動応力及び起動回数の履歴から計算によって余寿命を推定する。

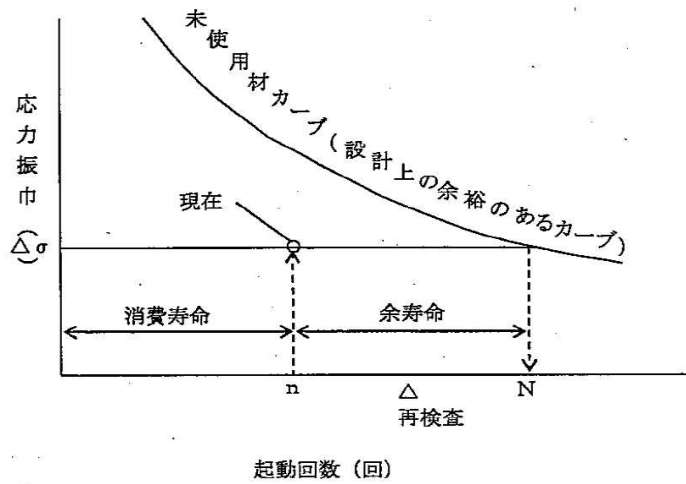


図-2 解析法による余寿命算出

$$\text{余寿命} = \left\{ (N_c - n_c) \times \frac{n_c}{n} + (N_w - n_w) \times \frac{n_w}{n} + (N_b - n_b) \times \frac{n_b}{n} \right\}$$

N_c : コールド起動の応力に対応した許容起動回数

N_w : ウォーム " "

N_b : DSS " "

n : 余寿命診断時の累積起動回数 ($n_c + n_w + n_b$)

n_c : コールド起動回数

n_w : ウォーム "

n_b : DSS "

d. 破壊検査法

- (a) 使用材からサンプルを採取し、3種類以上の応力条件の下で、それぞれ3本の試験片により、低サイクル疲労試験を行う。
- (b) (a) で得られた9個以上のテストデータにより99%信頼度下限線を作成し、これにより余寿命を推定する。

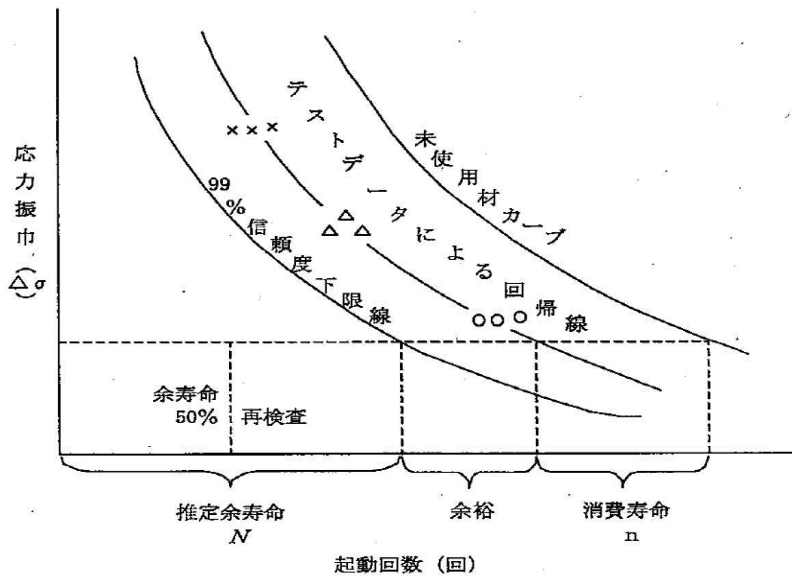


図-3 破壊検査法による余寿命の算出

$$\text{余寿命} = \left(Nc \times \frac{nc}{n} + Nw \times \frac{nw}{n} + Nb \times \frac{nb}{n} \right)$$

Nc : コールド起動の応力に対応した推定余寿命

Nw : ウォーム " "

Nb : DSS " "

n : 余寿命診断時の累積起動回数 ($nc+nw+nb$)

nc : コールド起動回数

nw : ウォーム "

nb : DSS "

(c) 破壊検査のサンプルのうち劣化要因が低サイクル疲労である部位は、寿命消費の最も過酷な部位から採取することを基本とするが、これが不可能な場合は、類似する部位からのサンプルを用いて破壊検査を行い、この結果に温度、圧力等を勘案した補正を加えたデータにより99%信頼度下限線を作成し、これにより余寿命を推定することを可とする。

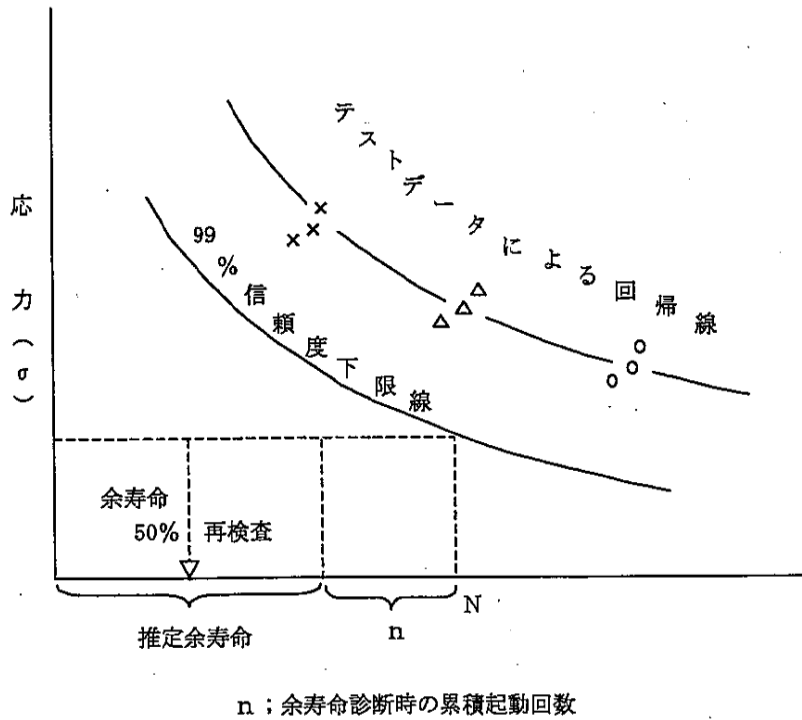


図-4 低応力部位からのサンプルを用いた場合の

温度、圧力等を勘案した補正の例

3. 余寿命診断の再実施時期

前記2.により得られた推定余寿命の50%程度を消費した時点で、再度2.による余寿命診断を行い、以降これを繰り返すものとする。

ただし、前回余寿命診断時期と次回余寿命診断時期との間隔は、その間の運転時間が10万時間を超えないものとする。

補助ボイラー設備の維持管理について

1. 運転管理

原子力事業者等は、次の項目について運転管理基準を定め、適切な運転管理を行うこと。

- 補助ボイラーの出口における蒸気の圧力
- 補助ボイラーの蒸発量又は給水流量
- ドラム内の水位*
- ドラム内の圧力*
- ボイラー水及び給水の水質
- 使用燃料
- 補助ボイラーの効率

※ 監視による方法でもよい。ただし、運転管理基準に照らして異常のある場合は記録しておくこと。

2. 日常点検

原子力事業者等は次の項目について日常における巡視点検方法を定め、チェックシートにより確認すること。なお、巡視・点検頻度は少なくとも1日1回とする。

設 備		項 目
補助ボイラー	安全弁	○ シート部からの蒸気の漏えい
	火炉	○ 燃焼状態の異常 ○ 火炉内部の異常
主要配管		○ ハンガー類の異常 ○ 配管からの蒸気の漏えい ○ 配管の振動
主要回転機		○ 本体の振動、異音及び温度の上昇 ○ グランド部からの蒸気の漏えい ○ 軸受の油温、油面及び油の漏えい
主要弁		○ 弁体の振動及び異音 ○ 弁のグランド部等からの蒸気の漏えい ○ 作動源の異常

(参考)

使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例

1. 施設管理方針（使用規則第2条の11の7第1号）

使用許可、核燃料物質の使用等に関する規則及び使用施設等の技術基準に関する規則に適合するよう使用施設等を維持するために必要な方針を定める。

【例】使用者である〇〇は、原子力の安全を確保するため、貯蔵施設である〇〇について、核燃料物質の漏洩を防止するための措置を行う。

2. 施設管理目標（使用規則第2条の11の7第3号）

上記1. で掲げた方針を踏まえた定量的な目標を定める。

【例】使用者である〇〇は、核燃料物質の漏洩が1年につき0件となるよう、必要な措置を実施する。

3. 施設管理実施計画（使用規則第2条の11の7第4号）

(1) 施設管理実施計画の始期及び期間

始期は直近（次回）の使用施設等の点検の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の点検の開始日前日までの期間として設定する。施設管理を外部機関に委託している場合は、当該期間の点検日等を用いてよいが、点検間隔の妥当性について確認する。

【例】20××年4月1日から20××年3月31日まで

(2) 設計及び工事

上記(1)で設定した期間中に実施する使用施設等の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を記録する。

【例】20××年度には設計及び工事の予定はなし。

(3) 巡視

体制、巡視時の確認の視点等を整備する。

【例】〇〇は、1週間に一度、〇〇貯蔵施設の巡視を行う。

(4) 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

点検等について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等を定める。

【例】外観検査：ドラム缶の表面に異常がないこと。

実施頻度：3ヶ月に1回

時期：通年

(5) 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

工事及び点検等を行う際には、使用施設等の状態を踏まえた考慮事項を整理する。

【例】ドラム缶の表面に異常が認められ、核燃料物質の漏洩が懸念された場合には、当該ドラム缶を隔離、覆いを施す等の核燃料物質の汚染の広がりを防止するための措置を講じる。

(6) 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法

上記(1)で設定した期間ごとに、施設管理に係る保安活動の問題点等の有無について確認及び評価を行う。

【例】〇〇は、外観検査結果を確認するとともに、過去の実施結果や他施設での不具合情報を含めて評価を行う。

(7) 上記(6)の結果を踏まえて実施すべき処置

上記（６）の結果を踏まえて他の施設で発生した事象も考慮しつつ実施すべき処置を定める。

【例】必要に応じてドラム缶の保管状態の変更などの核燃料物質の漏洩防止のための処置を実施する。必要に応じて検査の方法、実施頻度を見直す。

（８）施設管理に関する記録

使用規則第２条の１１第１号ロ及びハに基づく施設管理の記録

「３．施設管理の計画」の実施状況及び担当者の氏名

「４．施設管理の評価」の結果及び担当者の氏名

４．施設管理の評価

「３．（６）施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法」に基づき実施した評価の結果及び施設管理目標の達成度より、施設管理方針及び施設管理目標及び施設管理実施計画を「３．（１）施設管理実施計画の始期及び期間」ごとに評価する。

５．施設管理の評価結果の反映

上記「４．施設管理の評価」の結果を速やかに施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画に反映する。

６．特別な保全計画

使用施設等が地震、事故等により施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、使用施設等の状態に応じて、上記１．から５．について特別な措置を講じる。

【例】容器からの漏えいのおそれがある場合、「３．（３）巡視」の頻度を多くする。

使用者（令第41条非該当）

設計想定事象に係る使用施設等の保全 に関する措置について

令和2年3月

背景

2020年度より施行される「核燃料物質の使用等に関する規則」(以下、使用規則という。)において、新たに「設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置」を求めることから、その内容を説明する。

設計想定事象とは(第一条第2項第九号)

「**設計想定事象**」とは、次に掲げる事象であって、使用施設等の設計において発生を想定しているものをいう。

イ 自然現象

… **地震、津波、洪水、風(台風)等**

ロ 使用施設等を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって **人為によるもの**(故意によるものを除く。)

… **飛来物、ダムの崩壊、近隣工場の火災等**

ハ 使用施設等内における **火災、化学薬品の漏えいその他の**使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

… **火災、化学薬品の漏えい等**

設計上発生を想定している事象

設計想定事象に係る保全に関する措置 (第二条の十一の八)

- 一 設計想定事象に係る使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画(使用施設等を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。)を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。
 - イ 使用施設等を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。
 - ロ 消防吏員への通報に関すること。
 - ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

少なくとも火災について実施する

設計想定事象に係る保全に関する措置 (第二条の十一の八)

- 二 設計想定事象における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う**要員に対する教育及び訓練を定期**に実施すること。
 - …教育及び訓練を定期に実施
- 三 設計想定事象の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために**必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付ける**こと。
 - …必要な資機材を備え付ける
- 四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために**必要な体制を整備**すること。
 - …組織的な役割や担当者を決める。

記載例

火災発生時の対応計画（以下、対応計画という。）を作成する。対応計画には、以下を記載する。

- ・ **可燃物の管理**（シンナー、金属くずなどの管理など）
- ・ **消防吏員への通報**（火災発見者が現場から119番通報するなど）
- ・ **消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動**に関する事。（初期消火活動、現場作業者へのアナウンスによる周知など）
- ・ **要員への教育訓練の計画**（火災発生を想定した訓練）
- ・ **必要な機材**（消火器、無線、電話、懐中電灯など）
- ・ **必要な体制**（担当者、役割、緊急連絡網など）

火災の他、地震や洪水などについても必要に応じて実施する

火災発生時の対応計画

(可燃物の管理)

工場において、シンナーを取り扱う工程においては、火気厳禁とし、たばこやライターの使用は禁止する。金属くずが発生する工程においても同様とする。

(消防吏員への通報)

火災発見者は発見現場から119番通報する。

(消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること)

初期消火活動として、消防隊が到着するまでの間、可能であれば消火器による消火を行う。また、アナウンスにより避難を呼びかける。

(要員への教育訓練の計画)

火災発生を想定した訓練を毎年4月に行う。

(必要な機材)

消火器、無線、電話、懐中電灯を常備する。

(必要な体制)

工場長 山田 次郎 電話 03-1111-1111

火災現場責任者 田中 太郎 電話 03-5555-5555

火災発見者は、消防吏員への通報の後、火災現場責任者に連絡する。

火災現場責任者は工場長へ連絡する。

実施例

作業場所や執務室の火災発生時にすぐに見れる場所に「火災発生時の対応計画」を掲示して常日頃から意識するようにする。

別表第二 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 「略」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。</p> <p>七 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p> <p>八 「廃止措置対象施設」とは、法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による事業の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる使用施設等をいう。</p> <p>九 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、使用施設等の設計において発生を想定している次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 自然現象</p> <p>ロ 使用施設等を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）</p> <p>ハ 使用施設等内における火災、化学薬品の漏えいその他の使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象</p>	<p>(定義) 第一条 「同上」 2 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 「設計評価事故」とは、操作上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災、爆発その他の災害により発生する事故であつて、公衆に放射性物質又は放射線による影響を及ぼすおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。</p> <p>七 「安全機能」とは、使用施設等の通常時又は設計評価事故時において、使用施設等の安全性を確保するために必要な機能等をいう。</p> <p>八 「安全上重要な施設」とは、使用施設等のうち、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計評価事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が使用施設等を設置する工場又は事業所の外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p> <p>九 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。）又は従属要因（単一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。）によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。</p>

十 Ⅱ 「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計評価事故（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。第二条の十一 **第一項の表第三号**）において「使用許可基準規則」という。）第一条第二項第二号に規定する設計評価事故をいう。）より低い事故であつて、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。

（核燃料物質の使用の許可の申請）

第一条の二 法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一・二 略

三 法第五十二条第二項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を はついで 記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 「略」

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（多量の放射性物質等を放出する事故を含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 「略」

Ⅱ 「号を加える。」

（核燃料物質の使用の許可の申請）

第一条の二 「同上」

一・二 同上

Ⅱ 「号を加える。」

2 「同上」

一 「同上」

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 「同上」

四 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

五 〔略〕

六 〔略〕

3 〔略〕

4 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二前条第一項第三号に規定する事項を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条前項の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 一三 略

四 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 〔略〕

(使用前検査の実施)

第二条の二 使用前検査は、次に掲げる方法により行うものとする

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

3 〔同上〕

4 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第五号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 一三 同上

四 号を加える。〕

3 〔同上〕

〔号を加える。〕

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
 - 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - 三 その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法
- 2 使用前検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査の記録)

第二条の三 使用前検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
 - 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を行った者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査の実施に係る工程管理
 - 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 検査記録の管理に関する事項
 - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前検査の結果の記録は、当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前検査を行った旨の表示)

第二条の四 使用施設等の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)第十七条第一項に規定する容器等使用施設

「条を加える。」

「条を加える。」

設等に係る容器若しくは管（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有する溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する使用者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前検査を終了したときは、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第二条の五 法第五十五条の二第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲

四 使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（第二条の十一の九第二号において「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量。）〔略〕

五 使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の法

六 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類

七 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステム

八 使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用すると

（施設検査の申請）

第二条の二 法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等の工事（第二条の六に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項及び第二条の五において同じ。）について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 検査を受けようとする使用施設等の範囲

四 使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（以下「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量。次項及び第二条の五において同じ。）〔同上〕
〔号を加える。〕

五 受けようとする検査の期日、場所及び種類

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

き又は使用施設等の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法は、前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならぬ。

- 一 工事の工程
 - 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
 - 三 第二条の十一の七の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
 - 四 前項第五号の内容が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを説明した書類
 - 五 使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書
 - 六 前項第八号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類
- 3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

「条を削る。」

2 法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等を変更する場合における当該使用施設等の工事について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする変更に係る使用施設等の範囲
- 四 変更に係る使用施設に設けられるセル等の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大
の量
- 五 受けようとする検査の期日、場所及び種類

3 前二項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

「項を加える。」

（施設検査の実施）
第二条の三 法第五十五条の二第一項の検査（以下「施設検査」という。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 気密、水密又は耐食を要する材料又は部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破

「条を削る。」

(使用前確認を要しない場合)

第二条の六 法第五十五条の二第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の使用施設等を試験のために使用する場合

三 使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合(前二号に掲げる場合を除く)において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 使用施設等の設置の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 使用施設等の設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更の場合

(使用前確認証)

壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

(施設検査実施要領書)

第二条の三の二 原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

「条を加える。」

(合格証)

第二条の七 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第二条の五の規定による申請に係る使用施設等が法第五十五条の第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

「条を削る。」

第二条の四 原子力規制委員会は、施設検査を行い、合格と認めるときは、検査合格証を交付する。

(工事の技術上の基準)

第二条の五 法第五十五条の第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。

イ 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

ロ 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(使用済燃料を除く。)を使用し、貯蔵し、又は廃棄(保管廃棄を除く。)するセル等又は再処理研究設備(再処理の研究の用に供する設備であつて、気密又は水密を要するものをいう。)をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

ニ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等外に漏えいするおそれがない構造であること。

ホ 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

ヘ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は

-
- 二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
- ト セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものであるときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。
- チ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。
- 二 使用施設等に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なもの（以下この号において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。
- 三 使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設すること。
- 四 使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものであること。
- 五 使用施設等は、放射線障害を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。
- イ 通常時において使用施設等からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度以下となるように施設すること。
- ロ 工場又は事業所内における外部放射線による放射線障害を
-

防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設すること。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられているものであること。

六 使用施設等は、次に掲げるところにより、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するための措置が講じられているものであること。

イ 火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設すること。

ロ イの消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

ハ 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられているものであること。

ニ 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。

ホ 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられているものであること。

七 使用施設等は、次に掲げるところにより、人がみだりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らないような措置が講じられているものであること。

イ 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。

ロ 周辺監視区域には、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかなる場合は、この限りでない。

八 使用施設等は、核燃料物質の臨界を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。

イ 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤作動が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられているものであること。

ロ 単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤作動が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものであること。

ハ 臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設すること。

九 使用施設等は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。以下「使用許可基準規則」という。）第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用施設等を十分に支持することができる地盤に施設すること。

-
- 十 使用施設等は、これに作用する地震力（使用許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設すること。
- 十一 耐震重要施設（使用許可基準規則第八条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、使用許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設すること。
- 十二 耐震重要施設が使用許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十三 使用施設等は、その供用中に当該使用施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。
- 十四 使用施設等が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十五 使用施設等は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人によるもの（故意によるものを除く。）により使用施設等の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。
- 十六 工場又は事業所には、使用施設等への人の不法な侵入、使用施設等に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、適切な措置が講じられていること。
-

- 十七 工場又は事業所には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。
- 十八 使用施設等がその施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十九 使用施設等がその施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 二十 使用施設等に属する設備であつて、機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、使用施設等の安全機能を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 二十一 使用施設等は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう施設すること。
- 二十二 使用施設等は、当該使用施設等の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設すること。
- 二十三 使用施設等は、他の原子力施設又は同一の工場又は事業所内の他の使用施設等と共用する場合には、使用施設等の安全性を損なわないように施設すること。
- 二十四 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十八号イの放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設すること。
- 二十五 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じ

たときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設すること。

二十六 使用施設等には、次に掲げる設備を施設すること。

イ その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

ロ 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

ハ 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（ロの避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

二十七 貯蔵施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられているものであること。

ロ 標識が設けられていること。

ハ 必要に応じて核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（以下「崩壊熱等」という。）により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

二十八 廃棄施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

ロ 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を

-
- 取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
- ハ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- ニ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- ホ 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- ヘ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。
- ト 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、放射性廃棄物を搬入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置が講じられているものであること。
- チ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設であつて、放射性廃棄物の崩壊熱等により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。
- リ 標識が設けられていること。
- 二十九 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備が備えられていること。
- 三十 工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する設備が備えられていること。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。
- イ 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
-

ロ 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

ハ 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度

三十一 使用施設等には、次に掲げる非常用電源設備を施設すること。

イ 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用施設等の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

ロ 使用施設等の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

三十二 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において工場又は事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設すること。

三十三 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を施設すること。

三十四 前号の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものであること。

三十五 使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

三十六 使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであること。

(溶接検査を受ける使用施設等)
第二条の六 法第五十五条の三第一項の原子力規制委員会規則で定

める使用施設等は、令第四十一条第一号又は第二号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第一号から第三号まで及び第七号に、同条第三号から第六号までに掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第四号から第七号までに掲げるとおりとする。

一 プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル

毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七キロボクレル毎立方センチメートル)以上のもの

ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロ

ベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル)以上の容器(

イに規定するものを除く。)であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ハ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロ

ベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル)以上の管(イ

に規定するものを除く。)であつて、外径六十一ミリメートル(最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超えるもの(放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。)

二 放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管(前号に規定するものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

-
- イ その内包する放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七メガベクレル毎立方センチメートル）以上のもの
- ロ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
- ハ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）
- 三 プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質又は放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリッブトレイその他の容器
- 四 ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管（その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
- ロ その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎
-

-
- 立方センチメートル以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの
- 五 ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の容器（その内包するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）
- ロ その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の管（その内包するウランの量が五キログラム未満の容器に附属する管を除く。）であつて、液体状の六ふつ化ウランを内包するもの又は外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの
- 六 六ふつ化ウランの加熱容器であつて、液体状の六ふつ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふつ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの（加熱するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）
- 七 胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの
- イ 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル
- ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
- ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロ
-

「条を削る。」

パスカル)

(溶接検査の申請)

第二条の七

法第五十五条の三第一項の規定により前条に規定する

使用施設等の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三項に定める場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
 - 三 溶接施工工場の名称及び所在地
 - 四 溶接工程表
 - 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
 - 二 溶接の方法に関する説明書
 - 三 検査を受けようとする容器又は管の構造図
 - 四 溶接部の設計図
- 3 法第五十五条の三第一項の規定により溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類

第二条の八及び第二条の九 削除

及び濃度

- 三 溶接施工工場の名称及び所在地
- 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 溶接の方法に関する説明書
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
 - 三 溶接部の設計図
 - 四 溶接（前条第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（次条第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
- 5 第一項若しくは第三項の申請書又は第二項若しくは前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 6 第一項又は第三項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査の実施）

- 第二条の八 法第五十五条の三第一項の検査（溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接についての検査を除く。）は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。
- 一 溶接作業を行うとき（第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。）。
 - 二 法第五十五条の三第二項に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする

溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。

四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき（第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第二条の九 法第五十五条の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設に属する容器又は管であつて、セル等の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして法第五十五条の三第一項の検査を受けないで使用することを承認した場合

二 漏止め溶接のみをした第二条の六第七号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

三 使用施設に属する容器又は管であつて、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の三第一項第二号又は規定する試験研究用等原子炉の附属施設のうち的主要な実験設備として法第二十八条の二第一項又は第四項の検査に合格したものを使用する場合

（溶接検査実施要領書）

第二条の九の二 原子力規制委員会は、第二条の七第一項及び第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十五条の三第一項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

「条を削る。」

「条を削る。」

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 「略」

2 「略」

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表上欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存してお蔵かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 使用施設等の施設管理(第二条の十一の七に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録		

(溶接検査合格証等)

第二条の十 原子力規制委員会は、法第五十五条の三第一項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるものとする。

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十の二 法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 同上」

「号を加える。」

六 「同上」

2 「同上」

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表上欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 施設検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間

イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に 関する次の 確認のとき までの期間
ロ 第二条の十一の七第四号の 規定による施設管理の実施状 況及びその担当者の氏名	施設管理の 実施の都度	施設管理を 実施した使 用施設等の 解体又は廃 棄をした後 五年(令第 四十一 条各 号に掲げる 核燃料物質 を使用しな い場合にあ つては、十 年)が経過 するまでの 期間
ハ 第二条の十一の七第五号の 規定による施設管理方針、施 設管理目標及び施設管理実施 計画の評価の結果及びその評 価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施 した使用施 設等の施設 管理方針、 施設管理目 標又は施設 管理実施計 画の改定ま で(令第四

料物質を使用する場合にあつては(一週間)についての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度

〔ハヅヌト 略〕

キ 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路

〔リヌ 略〕

〔削る。〕

あつては、(一年間)

〔略〕

〔略〕

年間(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、あつては、(一年間))

〔略〕

〔削る。〕

〔削る。〕

三 保守記録

イ 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名(法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等内にある核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回)

〔ハヅヌト 同上〕

キ 〔同上〕

〔リヌ 同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔年間〕

〔同上〕

毎日一回(一年間)

<p>ロ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻</p>	<p>イ 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時</p>	<p>三 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第一条第二項第四号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハ#を除く。））。（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等に係るものを除く。）</p>
<p>開始及び停止の都度</p>	<p>使用挿入の都度（連続式にあつては、連続して）</p>	<p>「削る。」</p>
<p>一年間（令第四十一条各号に掲げ）</p>	<p>一年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用し、ない場合は、あつては、十年間））</p>	<p>「削る。」</p>
<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>四 警報装置から発せられた警報の内容（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）</p>
<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>修理の都度 一年間</p>
<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>検査の都度 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 一年間</p>

<p>六 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントに從つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、品</p>	<p>小 保安教育を受けた者の氏名</p>	<p>中 保安教育の実施日時及び項目</p>	<p>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>
<p>当該文書又は記録の作成又は変更後三年が経過するまでの期間（令第四十一条</p>	<p>三年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、あつては、十年間）</p>	<p>三年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、あつては、十年間）</p>			
<p>七 品質保証計画（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）</p>	<p>小 「同上」</p>	<p>中 「同上」</p>	<p>策定及び改定の都度</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>
<p>次の改定の後三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>			

質管理基準規則第五十四条第一項第二号に規定する記録）（他の号に掲げるものを除く。）

七 第二条の十一の十三に規定する防護措置の記録

イ 「略」

ロ 第二条の十一の十三第二項

第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名

ハ 第二条の十一の十三第二項

第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名

〔二〕リ 略〕

各号に掲げる核燃料物質を使用し、~~本~~場合、~~あつては、~~年開)

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

八 第二条の十一の十に規定する防護措置の記録

イ 「同上」

ロ 第二条の十一の十第二項第

一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名

ハ 第二条の十一の十第二項第

一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名

〔二〕リ 同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

<p>八 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称</p>	<p>法第五十七 条の五第二 項の認可を 受けた廃止 措置計画に 記載された 工事の各工 程の終了の 都度</p>	<p>第七項に定 める期間</p>	
<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	
<p>〔2〕6 略</p> <p>7 第一項の表第二号リ及びヌ、第四号イからニまで並びに第八号の記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>8 「略」</p>	<p>〔2〕6 同上</p> <p>7 第一項の表第二号リ及びヌ並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>8 「同上」</p>	<p>（品質マネジメントシステム）</p> <p>第二条の十一の三 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第二条の十一の十二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。ただし、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>（管理区域への立入制限等）</p> <p>第二条の十一の四 「略」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>（管理区域への立入制限等）</p> <p>第二条の十一の三 「同上」</p>

(線量等に関する措置)
第二条の十一の五 「略」

(放射性物質による汚染の状況等の測定)
第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一〜四 略」

(使用施設等の施設管理)

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 使用施設等が法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、法第五十五条の二第二項第二号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第五十七条の五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第六條の二第十号第本條の三第十項第五号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、使用施設等及び施設管理の重要度が高い設備系統について定量的に定める目

(線量等に関する措置)
第二条の十一の四 「同上」

(放射性物質による汚染の状況等の測定)
第二条の十一の五 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、この限りでない。

「一〜四 同上」

「条を加える。」

- 標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。
- 四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。
- イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
- ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。
- ハ 使用施設等の巡視（**使用施設等の保全のために実施するものに限る。**）に関すること。
- ニ 使用施設等の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。
- ホ 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
- ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
- ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号**㊦**に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。
- チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。
- 五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。
- イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
- ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間
- 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
- 七 使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置につ

いて特別な措置を講ずること。

（設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

第二条の十一の八

法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に関し、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところ（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる使用施設等の保全に関する措置を講じなければならない。

- 一 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画（使用施設等を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項活動を含む。）に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。
- イ 使用施設等を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。
- ロ 消防吏員への通報に関すること。
- ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。
- 二 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、毎年一回以上定期に）実施すること。
- 三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象又は多量の放射性

「条を加える。」

物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(核燃料物質の使用)

第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を講じなければならぬ。

- 一 ~~核燃料物質の使用は、使用施設において行うこと。~~ [略]
- 二 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この号において「プルトニウム等」という。)を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

「イ・ロ 略」

「略」

「略」

「略」

七 使用施設の通常の操作(使用施設において計画的に行われる操作をいう。)を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

- イ 操作の開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項
 - ロ 操作員その他の従業者が使用施設等の状態に応じて定期的
に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期 ~~実施頻度又は頻度時期~~に関する事項
 - ハ ~~警報の発報その他の異状があつた場合(次号の場合を除く。)~~に操作員その他の従業者が講ずべき措置(次号の処置を除く。)に関する事項
- 八 非常の場合に構すべき処置を定め、これを操作員その他の従

(核燃料物質の使用)

第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならぬ。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。

- 一 「同上」
- 二 プルトニウム等を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

「イ・ロ 同上」

「同上」

「同上」

「同上」

六 ~~換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。~~

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号を加える。」

業者に守らせること。

(工場又は事業所において行われる運搬)

第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

〔一〇三三〕 略

四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合には、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の四第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

〔五〇十 略〕

〔二・三 略〕

4 使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(貯蔵)

(工場又は事業所内の運搬)

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

〔一〇三三〕 同上

四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合には、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の三第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

〔五〇十 同上〕

〔二・三 同上〕

4 使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(貯蔵)

第二条の十一の十一 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一・二 略」

三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講ずること。

四 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（次条において「崩壊熱等」という。）により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「五〽八 略」

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第二条の十一の十二 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〽四 略」

五 第三号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「六・七 略」

八 第六号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「九・十 略」

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 「略」

第二条の十一の八 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第八号の規定は、適用しない。

「一・二 同上」

三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を採ること。

四 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「五〽八 同上」

（工場又は事業所内の廃棄）

第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〽四 同上」

五 第三号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

「六・七 同上」

八 第六号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

「九・十 同上」

十一 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

「ハ・ニ 略」
「十二〜十五 略」

(防護措置)

第二条の十一の十三 「略」

(保安規定)

第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 「略」

四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

「(2)〜(4) 略」

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ 「略」

五 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

「ハ・ニ 同上」
「十二〜十五 同上」

(防護措置)

第二条の十一の十 「同上」

(保安規定)

第二条の十二 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

一 「同上」

二 使用施設等の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略 同上」

ロ 「同上」保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定に関すること。

「(2)〜(4) 同上」

(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ 「略 同上」

三 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること

- イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。
- ロ 使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項及び異状があつた場合の措置に関すること。
- ハ 異状があつた場合の措置に関すること（~~第十一号第十二号~~に掲げるものを除く。）。
- 六 略
- 七 略
- 八 略
- 九 略
- 「号を削る。」
- 十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関すること。
- 十一 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関すること。
- 十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。
- 十四 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 「号を削る。」

- 〇
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 四 同上
- 五 同上
- 六 同上
- 七 同上
- 八 使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
- 九 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
- 十 放射性廃棄物の廃棄に関すること。
- 十一 非常の場合に採るべき処置（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。）に関すること。
- 「号を加える。」
- 十二 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。
- 十三 使用施設等の定期的な自主検査に関することであつて次に掲げるもの
- イ 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関すること。
- ロ 使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射

「号を削る。」

十五 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。

十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報に関する他の使用者との共有に関すること。

十七 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十八 「略」

2 法第五十七条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手

線測定器の校正に関すること。

十四 品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関することであつて次に掲げるもの

イ 品質保証計画の策定に関すること。

ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。

ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

十五 「同上」

「項を加える。」

-
- 順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)
- 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。
- 五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
- イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
- ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
- (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- (2) 使用施設等の構造及び性能に関すること。
- (3) 使用施設等の廃止措置に関すること。
- (4) 放射線管理に関すること。
- (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱
いに関すること。
- (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項
- 六 使用施設等の操作停止に関する恒久的な措置に関すること（
廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）
- 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。
- 八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る
立入制限等に関すること。
- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて
汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除
去に関すること。
- 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること
- 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又
は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止
措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場
-

合を含む。)に関すること。

十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。

十六 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。

十七 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。

十八 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 廃止措置の管理に関すること。

二十二 その他使用施設等又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

4|| 3|| 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。

「条を削る。」

2|| 「項を加える。」

2|| 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(保安規定の遵守状況の検査)

第二条の十三 法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第五十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子

(核物質防護規定)

第三条 法第五十七条の二第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 防護区域(第二条の十一の十三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。)の設定並びに巡視及び監視に関すること。

〔五〕十四 略〕

十五 第二条の十一の十三第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

〔十六〕十八 略〕

2 〔略〕

〔条を削る。〕

(核物質防護規定)

力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物

その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

第三条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 防護区域(第二条の十一の十第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。)の設定並びに巡視及び監視に関すること。

〔五〕十四 同上〕

十五 第二条の十一の十第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

〔十六〕十八 同上〕

2 〔同上〕

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第三条の二 法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第六

(廃止措置実施方針に定める事項)
第六条の二 法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〇九 略〕

十 ~~廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等(第六条の三において「性能維持施設」という。)~~ 第十条の三第一項第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十一・十二 略〕

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)

〔十四・十五 略〕

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 廃止措置対象施設及びその敷地

四 「略」

五 ~~性能維持施設廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等~~

項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第六条の二 「同上」

〔一〇九 同上〕

十 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十一・十二 同上〕

十三 廃止措置に係る品質保証計画

〔十四・十五 同上〕

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 「同上」

〔一・二 同上〕

三 廃止措置の対象となる使用施設等(以下「廃止措置対象施設」という。)

四 「同上」

五 「号を加える。」

(以下この条において「性能維持施設」という。)

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 「略」

八 「略」

九 「略」

十 「略」

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならぬ。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

「一、四 略」

五 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「六、七 略」

八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)に関する説明書

九 「略」

3 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

「号を加える。」

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

「号を加える。」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならぬ。ただし、第二号、第三号、第六号及び第八号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

「一、四 同上」

五 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「六、七 同上」

八 品質保証計画に関する説明書

九 「同上」

「同上」

3 「同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四 「略」
「2・3 略」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第六条の四 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

2 「略」

(廃止措置計画の認可の基準)

第六条の五 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置終了確認証)

第六条の七の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(許可の取消し等に伴う措置)

第六条の八 「略」
2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「略」

四 「同上」
「2・3 同上」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第六条の四 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

2 「同上」

(廃止措置計画の認可の基準)

第六条の五 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

「条を加える。」

(許可の取消し等に伴う措置)

第六条の八 「同上」
2 「同上」

「同上」

第六條の六	第六條の五		第六條の四 第一項	〔略〕	第六條の三 の二第一項	法第五十七條の五第三 項において読み替えて 準用する法第十二條の 六第三項	前條第一項第三号から 第十一号まで
	法第五十七條の五第三 項において読み替えて 準用する法第十二條の 六第四項	法第五十七條の五第二 項又は同條第三項にお いて読み替えて準用す る法第十二條の六第三 項の認可	法第五十七條の五第二 項又は同條第三項にお いて読み替えて準用す る法第十二條の六第三 項の認可		法第五十七條の五第三 項において読み替えて 準用する法第十二條の 六第三項	法第五十七條の六第四 項において読み替えて 準用する法第十二條の 七第四項	第六條の八第一項にお いて準用する前條第一 項第三号から第十一号 まで
法第五十七條の五第三	法第五十七條の六第四 項において読み替えて 準用する法第十二條の 七第五項	法第五十七條の六第二 項又は同條第四項にお いて読み替えて準用す る法第十二條の七第四 項の認可	法第五十七條の六第二 項又は同條第四項にお いて読み替えて準用す る法第十二條の七第四 項の認可	〔略〕	法第五十七條の六第四 項において読み替えて 準用する法第十二條の 七第五項	第六條の八第一項にお いて準用する前條第一 項第三号から第十一号 まで	
法第五十七條の六第四					法第五十七條の六第四 項において読み替えて 準用する法第十二條の 七第五項		

第六條の六	〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	法第五十七條の五第三 項において準用する法 第十二條の六第三項	前條第一項第三号から 第八号まで
	法第五十七條の五第三 項において準用する法 第十二條の六第四項	法第五十七條の五第二 項の認可又は同條第三 項において準用する法 第十二條の六第三項の 変更の認可	法第五十七條の五第二 項の認可又は同條第三 項において準用する法 第十二條の六第三項の 変更の認可		法第五十七條の五第三 項において準用する法 第十二條の六第三項 ただし書〔同上〕	法第五十七條の六第四 項において準用する法 第十二條の七第四項	第十條の十一第六條 の八第一項において準 用する前條第一項第三 号から第八号まで
法第五十七條の五第三	法第五十七條の六第四 項において準用する法 第十二條の七第五項	法第五十七條の六第二 項の認可又は同條第四 項において準用する法 第十二條の七第四項の 変更の認可	法第五十七條の六第二 項の認可又は同條第四 項において準用する法 第十二條の七第四項の 変更の認可	〔同上〕	法第五十七條の六第四 項において準用する法 第十二條の七第五項	第十條の十一第六條 の八第一項において準 用する前條第一項第三 号から第八号まで	
法第五十七條の六第四					法第五十七條の六第四 項において準用する法 第十二條の七第五項 ただし書〔同上〕		

前条	前条各号	次条第一項において準用する前条各号
第一項及び 第六条の七及び前条	項において準用する法第十二条の六第八項	項において読み替えて準用する法第十二条の七第九項

(事故故障等の報告)
第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

〔一〕四 略

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の大気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第七号の濃度限度を超えたとき。

〔七〕十、十一 略

十一 放射線業務従事者について第二条の十一の五第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 「略」

(届出書類の提出部数)

第九条 法第五十五条第二項及び第五十五条の四第二項の規定に係る届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

前条	前条	前条
第一項及び 前条	項において準用する法第十二条の六第八項	項において準用する法第十二条の七第九項

(事故故障等の報告)
第六条の十 「同上」

〔一〕四 同上

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の大気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第七号の濃度限度を超えたとき。

〔七〕十、十一 同上

十一 放射線業務従事者について第二条の十一の四第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 「同上」

(届出書類の提出部数)

第九条 法第五十五条第二項又は法第五十五条の五第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(身分を示す証明書)

「条を削る。」

「条を削る。」

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。)及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 略〕

別記様式第1 (第2条の10関係)

別記様式第1 (第2条の10関係)

合併(分割)認可申請書

〔略〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の3第1項の規定により、次のとおり法人の合併(分割)の認可を受けたいので申請します。

〔略〕

〔略〕

第十条 法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第五

十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の五によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(人の出入り等の管理が行われている区域)

第十一条 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 同上〕

別記様式第1 (第2条の10の2関係)

別記様式第1 (第2条の10の2関係)

合併(分割)認可申請書

〔同上〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の4第1項の規定により、次のとおり法人の合併(分割)の認可を受けたいので申請します。

〔同上〕

〔同上〕

合併又は分割の時期	年 月 日
使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事	

注 [略]

備考 [1・2 略]

3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の10第1項に規定する書類を、それらの書類の一覽とともに添えること。
[4 ~~号~~ 略]

[様式を照す。]
[様式を照す。]
[様式を照す。]

別記様式第2 (第10条関係) [略]

合併又は分割の時期	年 月 日

注 [同上]

備考 [1・2 同上]

3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の10の2第1項に規定する書類を、それらの書類の一覽とともに添えること。
[4 ~~号~~ 同上]

別記様式第1の4 (第10条関係) [略]
別記様式第1の5 (第10条関係) [略]
別記様式第2 (第10条関係) [略]
別記様式第3 (第12条関係) [同上]

別表第六 核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

		改正後		改正前	
<p>第三條 法第五十七條の七第六項の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して、お謹かなければならない。</p>	<p>(記録)</p>	記録事項	記録すべき場合	記録事項	記録すべき場合
		保存期間	保存期間	保存期間	保存期間
<p>〔2〕7 略</p>	<p>(電磁的方法による保存)</p> <p>第三條の二 法第五十七條の七第六項に規定する記録は、前條第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第九條に</p>	一・二 略	略	一・二 同上略	同上
		三 核原料物質の使用施設の事故記録	略	同上	同上
		イ 事故の発生及び復旧の時	略	同上	同上
		ロ・ニ 略	略	同上	同上
四 略	略	同上	同上		
<p>〔2〕7 同上</p>	<p>(電磁的方法による保存)</p> <p>第三條の二 法第五十七條の七第六項に規定する記録は、前條第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により</p>	一・二 同上略	同上	同上略	同上
		三 同上	同上	同上	同上
		イ 事故の発生及び復旧の時	同上	同上	同上
		ロ・ニ 同上	同上	同上	同上
四 同上	同上	同上	同上		

おいて同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

〔2・3 略〕

〔条を削る。〕

(電磁的記録媒体による手続)

第九条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 略〕

〔様式を削る。〕

別記様式第2 (第9条関係)

〔略〕

記録することにより作成し、保存することができる。

〔2・3 同上〕

(身分を示す証明書)

第九条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 同上〕

別記様式第2 (第9条関係)

〔略〕

別記様式第3 (第10条関係)

〔同上〕